

平成 19 年度

人 権 教 育・啓 発 態 況  
事 業 実 施 状 況

(研修事業以外)

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

## 目 次

・ 知事直轄組織（知事室長G）	1
・ 知事直轄組織（職員長G）	11
・ 総務部	13
・ 政策企画部	15
・ 府民生活部	17
・ 府民生活部（人権啓発推進室）	23
・ 文化環境部	37
・ 健康福祉部	41
・ 商工労働観光部	47
・ 農林水産部	49
・ 建設交通部	51
・ 教育庁	53
・ 警察本部	61

(注意) 研修事業に関する調書は資料に編綴してあります。

知事直轄組織(知事室長G)

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発</li> <li>・府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請</li> <li>・在住外国人・留学生の支援</li> </ul>	計画との関係	人権教育・啓発の場	
			特定職業従事者等	マスメディア関係者
			人権問題	外国人

所管事項に 関する 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要。</li> <li>・在住外国人や海外からの人材の受入に伴う社会への影響や受入の効果について、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要。</li> <li>・在住外国人や海外からの人材が、地域に定着してもらえるよう、きめ細かな生活滞在環境の改善やホスピタリティー（温かい受入）の向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要。</li> </ul>

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。</li> <li>・在住外国人等の人権啓発について、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動に取り組む。</li> <li>・外国籍府民が安心して生活できるためには不可欠な生活情報を、ホームページやラジオ放送を通じて提供するとともに、外国語による生活相談を実施する。</li> <li>・地域の国際交流の促進を図るために、京都府名誉友好大使の活用や、小中高等学校等で外国語指導等を行う外国青年の招致を行うとともに、国際理解のための事業を実施する（財）京都府国際センターの活動を支援する。</li> <li>・アパート等民間住宅に入居する留学生を支援するために、府内大学や行政、関係機関等が連携して住宅保証制度を運営するとともに、外国人研究者・留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施する。</li> </ul>

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
マスメディア関係者に対する働きかけ	随時	<p>府政記者に対し、府政記者の異動の都度「新京都府人権教育・啓発推進計画」の趣旨を説明し、人権に配慮した取材・報道を要請</p> <p>〔対象者〕 41名（延べ）</p> <p>〔評価〕 人権に配慮した取材及び報道がなされており、趣旨が十分伝わっているものと認識している。各社に対しても「新京都府人権教育・啓発推進計画」の趣旨を説明し、人権に配慮した取材及び報道について継続して要請することが必要</p>	広報課
新計画との関係			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	マスメディア関係者		
計画の推進策			
人権問題			
きょうと府民だよりの発行	8月 12月 ほか	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うために、府政広報紙「きょうと府民だより」を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内容〕 特集記事の掲載 8月：人権強調月間特集「かけがえのない命を大切に」 12月：人権週間特集「みんなが笑顔で暮らせる社会を実現しましょう」 シリーズ記事 人権口コミ講座（4、5、6、7、9、10、11、2、3月） ※きょうと府民だよりについて</p> <p>〔発行日〕 毎月第1日曜</p> <p>〔発行部数〕 115万部（別途文字拡大版1,500部・点字版490部・テープ版550本）</p> <p>〔評価〕 読者からは、「理解が深まった」「考えさせられます」などの意見が寄せられており、府民だよりの記事が、人権について主体的に考える契機の一つになり、効果が得られていると認識 「人権」を自分自身に関わる具体的な権利として、認識を深めることができるように、身近な話題や知識を題材とした紙面づくりを行っていくことが必要</p>	広報課
新計画との関係			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
人権問題	全般		

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
テレビ番組放送 旬感☆きょうと府 月イチ☆きょうと府		12月 8月	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、テレビ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内容〕            8月（人権強調月間）及び12月（人権週間）において、人権問題を取り上げて構成した広報テレビ番組（5分間（12月）又は30分間（8月））（KBS京都）を放送。            8月：人権告知コーナー「人権強調月間の取り組み紹介」            12月：人権特集「京都人権啓発フェスティバル in きょうとんご」</p> <p>〔放送回数〕            8月 1回（30分番組）            12月 1回（5分番組）</p> <p>〔評価〕            広報テレビ番組として一定定着した番組を活用しており、効果が得られているものと認識。            人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるように、身近な問題を取り入れた番組づくりを一層推進することが必要</p>	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題			
テレビスポット放送		5月 8月 9月 12月 3月	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、テレビ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内容〕            5月（憲法週間）、8月（人権強調月間）、9月（就職採用選考）、12月（人権週間）、3月（卒業・就職）において、各実施月に応じて構成した30秒のCMをKBS京都で放送</p> <p>〔放送回数〕            5月、8月、9月、12月、3月…毎日1回            8月のみ1日2回</p> <p>〔評価〕            さまざまな人権問題について、やさしくイメージ化したものを作り返し放送することにより、効果が得られているものと認識。            人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるように、身近な問題を取り入れたCMづくりを一層推進することが必要</p>	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題			

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
新 計 画 と の 関 係	ラジオ番組放送 〔きょうとほっと情報〕	5月 8月 9月 12月	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内 容〕 5月（憲法週間）、8月（人権強調月間）、9月（就職採用選考）、12月（人権週間）において、各実施月に応じて構成した1分の広報ラジオ番組（KBS京都）を放送</p> <p>〔放送回数〕 5月：3回、8月：6回、9月：4回、12月：3回 5月：憲法と基本的人権について 8月：人権強調月間と基本的人権について、人権相談窓口の紹介、人権擁護ボスター・コンクール作品募集 9月：障害者の雇用支援 12月：人権週間と基本的人権について</p> <p>〔評 価〕 府の行事や催しのお知らせの他、府政のさまざまな情報を解りやすく府民に紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用しており、効果が得られているものと認識。 人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるように、身近な問題を取り入れた番組づくりを一層推進することが必要</p>	広 報 課
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			
新 計 画 と の 関 係	ラジオ番組放送 〔Kyoto Prefecture Public Line〕	5月 8月 9月 12月	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内 容〕 5月（憲法週間）、8月（人権強調月間）、9月（就職採用選考）、12月（人権週間）において、各実施月に応じて構成した2分の広報ラジオ番組（FM京都）を放送</p> <p>〔放送回数〕 5月：1回、8月：2回、9月：1回、12月：1回 5月：憲法と基本的人権について 8月：人権強調月間、人権メッセージ・ポスター・コンクール 9月：障害者の雇用支援 12月：人権週間</p> <p>〔評 価〕 府の行事や催しのお知らせの他、府政の動きを解りやすく府民に紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用しており、効果が得られているものと認識。 人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるように、身近な問題を取り入れた番組づくりを一層推進することが必要</p>	広 報 課
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
ラジオ番組放送 〔Kyoto Prefecture Eyes〕		8月 12月	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内容〕 8月（人権強調月間）及び12月（人権週間）において、京都府の取組等を5分の広報ラジオ番組（FM京都）で放送</p> <p>〔放送回数〕 2回</p> <p>〔評価〕 府職員が出演し、DJのインタビューにより府の取組を解りやすく紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用しており、効果が得られているものと認識 人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるように、身近な問題を取り入れた番組づくりを一層推進することが必要</p>	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			
ラジオスポット放送		8月 12月	<p>より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施</p> <p>〔内容〕 8月（人権強調月間）及び12月（人権週間）において、30秒のスポット番組を放送（FM京都）</p> <p>〔放送回数〕 33回 人権強調月間と基本的人権について</p> <p>〔評価〕 重点施策やキャンペーンのスポット放送（広報）番組として一定定着した番組を活用しており、効果が得られているものと認識 人権を自分自身に関わる具体的な権利として認識を深めることができるように、身近な問題を取り入れた内容づくりを一層推進することが必要</p>	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題			

【知事直轄組織（知事室長G）】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
ラジオスポット放送	12月	より多くの府民に「人権」について主体的に考える契機となるよう、広範な府民に対する効果的な啓発を行うため、ラジオ放送を活用した人権啓発を実施	広報課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		
	特定職業従事者		
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	
	人権問題		

## 【知事直轄組織（知事室長G）】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課（室）
外国語生活ガイド作成	通 年	<p>(財) 京都府国際センターホームページにおける府内在住の外国人に対する生活情報の提供</p> <p>〔提供言語〕 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語</p> <p>〔評 価〕 言葉の障壁により、生活に必要な情報の入手が困難な外国籍府民に対し、母国語で情報を提供することにより、「暮らしやすい、学びやすい、働きやすい」生活環境に寄与 ホームページアクセス件数：48,562件（対前年度比104.6% ⑩46,406件）</p>	国 際 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題	外国人	
外国語ラジオ番組放送	通 年	<p>府内在住の外国人に生活情報等を提供するラジオ番組</p> <p>〔放送局〕 FM CO・CO・LO</p> <p>〔放送内容〕 2カ国語（英語・中国語）による生活情報・府政情報 ※韓国・朝鮮語、ポルトガル語については、ホームページを活用した情報発信を実施</p> <p>〔評 価〕 外国籍府民の主要2言語による府政情報、生活情報など、外国籍府民に必要な府政情報を効果的に提供 また、災害時に外国籍府民が必要な情報が入手できるよう本事業を活用しているため、限られた予算の範囲内で、それらの必要な情報を引き続き提供することが必要</p>	国 際 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題	外国人	
多言語による府政情報の発信	通 年	<p>府のホームページを多言語化（英語・中国語・ハングル） メールマガジン「きょうとほっと情報」（英語版）の発信（2回／月）</p> <p>〔評 価〕 多言語による情報提供を引き続き実施することが必要</p>	国 際 課
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題	外国人	

## 【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
京都府名誉友好大使任命事業		随時	<p>府内在住の留学生の中から名誉友好大使を任命し、府主催行事への参加等を通じて、異文化に対する理解を促進</p> <p>〔任命数〕 20名（累計155名（平成4年度～））</p> <p>〔活動状況〕 名誉友好大使の国際化事業への参加 183件（対前年度比139.7% ⑩131件）</p> <p>〔評価〕 積極的に京都府の活性化や国際化の原動力となるよう、日常的な活動の場や海外との国際交流・国際協力に貢献できる機会を提供することが必要</p>	国際課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	通年	<p>地域における国際理解の促進を図るため、小中高等学校等で外国語指導等を行う外国青年を招致し、京都府、京都府教育委員会、市町村、市町村教育委員会等に配置</p> <p>〔招致数〕 75名</p> <p>〔評価〕 府内の小・中・高校生の英語能力の向上や国際理解の促進に資するともに、京都府の国際化の原動力となるよう、日常的な活動の場や海外との国際交流・国際協力に貢献できる機会を提供。（財）自治体国際化協会が、総務省、文部科学省、外務省及び都道府県等と連携して行う事業であり、関係機関と調整しながら引き続き実施することが必要</p>	国際課
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題 外国人			
語学指導等を行う外国青年招致事業		通年	<p>（財）京都府国際センターに相談窓口を設け、生活相談や生活に必要な情報を提供</p> <p>〔言語〕 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語の5カ国語により電話・来訪等により対応</p> <p>〔相談件数〕 2,027件（（施設案内、センター業務、刊行物、教育等）対前年度比90.7% ⑩2,234件）</p> <p>〔評価〕 言葉の障壁があり、制度や習慣に不慣れな外国籍府民に対し、専門の相談員が母国語で相談に応じることにより、「暮らしやすい、学びやすい、働きやすい」生活環境に寄与</p>	国際課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題 外国人			

【知事直轄組織（知事室長G）】

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
財団法人京都府国際センター運営助成	-	京都府国際化プランに基づき、地域の国際化を推進する（財）京都府国際センターの運営及び国際理解、外国籍府民支援等の事業に対して助成  〔内容〕 国際理解と民間国際活動の促進に関する事業、国際活動のコーディネイトと情報提供に関する事業、外国籍府民の支援に関する事業、国際文化交流の促進に関する事業、国際協力活動促進に関する事業、留学生音楽祭支援事業等	国際課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		
	特定職業従事者		
	計画の推進策		
	人権問題	外国人	



知事直轄組織（職員長グループ）

所掌事務	府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のため研修を実施	計画との関係	人権教育・啓発の場
	◆センター研修 ・職務基本コース ・職場学習支援コース ・自己学習支援コース 等		特定職業従事者等
	◆職場研修		公務員（京都府職員）
			人権問題 同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等様々な人権問題

所管事項に 関する 課題認識	京都府職員研修においては、人権が尊重される社会の実現に向けて、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することはもちろんのこと、地域社会においても、積極的な役割を果たすことのできる職員の育成が重要である。
----------------------	--

取組の方向	人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修も実施する。
-------	---

【知事直轄組織（職員長G）】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
職員研修・研究支援センター研修 (職務基本コース) (職場学習支援コース) (特別研修)	随時		職員研修・研究支援センター
職場研修	随時		各部局主管課
自己啓発の支援（研修情報の提供）	5月 8月 3月	<p>① 事業の目的・概要 府職員の人権意識高揚のための自己啓発を支援する情報の提供</p> <p>② 内容 5・8・3月、府職員ポータルサイトに人権問題研修会講演録を掲載し、全職員に配信</p> <p>③ 評価 情報の提供により、人権意識高揚に向けた自己啓発の促進に役立てた。</p>	職員研修・研究支援センター
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者（6）公務員 計画の推進策 人権問題	全ての人権問題	

総務部

所 掌 事 務	・個人情報保護の推進	計画との関係	人権教育・啓発の場
			特定職業従事者等
			人権問題
さまざまな人権問題			
所管事項に 関する 課題認識	・個人情報については、事業者からの個人情報の漏えい事件の発生や、逆に個人情報に対する過剰な反応も見られる。		
取組の方向	・個人情報については、法律や条例などの周知、啓発を図るための取り組みを推進する。		

【総務部】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
個人情報保護推進事業	随時	<p>個人情報保護制度に係る啓発の実施</p> <p>〔内容〕 府民だよりにおける啓発記事の掲載（紙面・インターネット版【11月版、12月版】） 掲載内容：個人情報保護法に関する説明会・相談会（南部会場・北部会場）の実施案内 啓発パンフレットの配布（関係機関への配布、説明会等で配布）</p> <p>〔評価〕 個人情報保護法に関する説明会・相談会には、多くの参加者（延べ234名）があり、アンケート調査の結果、好評であった。</p>	政策法務課
新計画との関係			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
計画の推進策			
人権問題	さまざまな人権問題		
府公用封筒による啓発	通年	<p>府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る。</p> <p>〔標語〕 「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」</p> <p>〔数量〕 年間645,000枚</p> <p>〔評価〕 京都府の人権に係る取組について不特定多数の者にアピールすることが出来た。</p>	入札課
新計画との関係			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
計画の推進策			
人権問題	さまざまな人権問題		

政策企画部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>府政の総合的企画及び調整に関すること。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">計 画 と の 関 係</td><td>人 権 教 育 ・ 啓 発 の 場</td><td></td></tr> <tr> <td>特 定 職 業 従 事 者 等</td><td></td></tr> <tr> <td>人 権 問 題</td><td></td></tr> </table>	計 画 と の 関 係	人 権 教 育 ・ 啓 発 の 場		特 定 職 業 従 事 者 等		人 権 問 題	
計 画 と の 関 係	人 権 教 育 ・ 啓 発 の 場								
	特 定 職 業 従 事 者 等								
	人 権 問 題								
	<p>所管事項に 関する 課題認識</p> <p>「新京都府総合計画」において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに関する様々な人権問題は、非常に重要な課題として位置付けており、人々が人権の尊重を日常生活の習慣として身につけ実践できるよう、あらゆる場、機会を通じて人権意識を高めるための人権教育・啓発など、人権問題に配慮した取組を進めることとしている。</p>								
	<p>取組の方向</p> <p>人権問題について世界的視野に立った研究等を行い、その研究成果を広報誌や講座の開設等により府民へ還元を行っている（財）世界人権問題研究センターへの支援に努める。</p>								

【政策企画部（局）】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課（室）								
財団法人世界人権問題研究センター運営助成	通年	<p>①事業の目的・概要 同和問題や定住外国人の人権問題など総合的に調査研究する専門的研究機関である世界人権問題研究センターの研究活動の充実を図るとともに、研究成果が府民に還元されるよう、研究センターの運営に対して助成を行う。</p> <p>②内容 研究センター運営費の助成</p> <p>③評価 ○研究センターが発足から取り組んでいる共同研究を中心とする調査・研究事業を継続、発展させるとともに、研究成果をなるべく広く、わかりやすい形で府民に知っていただくための人権講座の開設や機関誌の発行、人権図書室の開設などを行っている。 ○講座等の利用者については、横ばい状態であるため、更なる利用者等の増を目指し、引き続き支援していく必要があると考える。</p>	企画総務課								
新計画との関係		<table border="1"> <tr> <td>人権教育・啓発の場</td><td></td></tr> <tr> <td>特定職業従事者</td><td></td></tr> <tr> <td>計画の推進策</td><td>効果的な手法による人権教育・啓発の実施 調査・研究結果の活用</td></tr> <tr> <td>人権問題</td><td></td></tr> </table>	人権教育・啓発の場		特定職業従事者		計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 調査・研究結果の活用	人権問題		
人権教育・啓発の場											
特定職業従事者											
計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 調査・研究結果の活用										
人権問題											

府民生活部

所掌事務	(府民労働部の所掌事務) ・男女共同参画の促進、安心・安全なまちづくり、青少年の健全育成をはじめとする府民生活に関すること ・消防職員など特定業務従事者に対する研修などの実施	人権教育・啓発の場	企業・職場、地域社会		
	計画との関係	特定職業従事者等	消防職員		
	人権問題	女性、子ども さまざまな人権問題（犯罪被害者等）			
所管事項に関する課題認識	<p>府民生活部では、①女性、青少年に關わる問題、②犯罪被害者への支援等において、人権の尊重される社会の実現に向けて、正しい理解と認識の啓発が求められる。</p> <p>① 女性に關わる問題では、女性への直接的な人権侵害行為であるDV問題、また、性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的な取扱いが依然として根強くあるなど男女共同参画の推進を進めていくことが課題</p> <p>② 犯罪被害者支援についても、多くの犯罪被害者やその家族が困難に直面し苦しんでいる現実があり、周囲の無理解によってさらなる被害を被ることがないよう府民への啓発を進めていくことが必要</p>				
取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体との連携・協働により取組を進めていく。</li> <li>また、人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。</li> </ul>				

【府民生活部】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課(室)								
犯罪被害者等支援活動推進費	随時	<p>(社)京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実とともに、社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりを推進</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) サポートチームの設置による総合的な支援体制の構築           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的・概要 犯罪被害者等への総合的な支援を目的として犯罪被害者サポートチームを設置</li> <li>② 内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係行政機関や民間機関が連携したサポートチームの設置</li> <li>○ 臨床心理士や社会福祉士で自らも被害者遺族である方をコーディネーターとして配置</li> <li>○ 1月30日の運用開始から3月31日まで計22件の相談、うち3件がコーディネーター対応</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(2) 総合的な相談窓口の設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的・概要 府の総合相談窓口として、犯罪被害者サポートチームを設置し、府内の各市町村においても被害者対応窓口の設置が進むよう、市町村担当者向け研修会を開催</li> <li>② 内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村犯罪被害者等施策担当者研修会の開催（計4回）</li> <li>○ 犯罪被害者遺族や弁護士、臨床心理士、精神科医等による講演</li> <li>○ 市町村職員参加者数 延べ87人</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(3) (社)京都犯罪被害者支援センターへの支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的・概要 フリーダイヤルによる電話相談や、臨床心理士によるカウンセリングに要する経費等を補助</li> <li>② 内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話相談件数：フリーダイヤル142件 一般電話216件</li> <li>○ カウンセリング：17件（13件に補助）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(4) 犯罪被害者への理解促進を図る広報啓発           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の目的・概要 犯罪被害者等基本計画で定める犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）において広報啓発活動の一環として実施</li> <li>② 内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度犯罪被害者等を支える集いの開催（11月30日）（主催：京都府犯罪被害者支援連絡協議会、(社)京都犯罪被害者支援センター）</li> <li>○ 犯罪被害者遺族の講演、京都府における犯罪被害者支援の取組報告</li> <li>○ 参加者約700人</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[評価]</p> <p>不幸にして犯罪被害を受けた方やその遺族が一日も早く立ち直れるよう、これまでから行政等関係機関が連携した総合的な支援体制が求められていたところであり、平成19年度は府における総合的なサポートシステムの確立や、市町村の窓口設置が格段に進むなど、著しい施策の効果が見られる。今後、窓口未設置の市町村への喚起や、府中北部の相談体制の充実が課題であり、研修会の開催あるいは個別の働きかけなど、速やかに制度全体を補強していく予定。</p>	安心・安全まちづくり推進課								
新計画との関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">人権教育・啓発の場</td><td></td></tr> <tr> <td>特定職業従事者</td><td></td></tr> <tr> <td>計画の推進策</td><td></td></tr> <tr> <td>人権問題</td><td>犯罪被害者</td></tr> </table>	人権教育・啓発の場		特定職業従事者		計画の推進策		人権問題	犯罪被害者	
人権教育・啓発の場											
特定職業従事者											
計画の推進策											
人権問題	犯罪被害者										

## 【府民生活部】

事業名		実施時期	概要	担当
新ＫＹＯのあけぼのプラン啓発広報推進事業		通年	京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「京都府男女共同参画一新ＫＹＯのあけぼのプラン」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		<p><b>[内 容]</b>            男女共同参画審議会の開催（1回）、女性政策推進員会の開催（1回）            女性団体懇話会の開催（1回）</p> <p><b>[評 価]</b>            新ＫＹＯのあけぼのプラン後期施策では重点項目と数値目標を設定している。目標達成に向けて、広域女性団体等とも連携し、全庁的に取り組んでいくことが課題。</p>	
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
ＫＹＯのあけぼのフェスティバル開催事業		10月13日 14日	<p>男女共同参画社会の実現と、男女共同参画に関する府民の意識の高揚を図るための講演会等の実施</p> <p><b>[内 容]</b>            ・基調講演「生命を育むところにある本当の豊かさ」 講師 中村桂子 JT生命誌研究館館長            ・あけぼのバザール            ・ワークショップ ほか</p> <p><b>[会 場]</b> 京都テルサ</p> <p><b>[参 加 者]</b> 約2,500名</p> <p><b>[評 価]</b>            男女共同参画社会の実現に向けて、女性を中心とする幅広い府民の参加と協力によるフェスティバルを開催し、男女共同参画の具体的イメージの浸透を図るとともに、人権意識の高揚に寄与した。</p>	男女共同参画課
ＫＹＯのあけぼの大学開催事業		随時	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、広く府民に学習・研修機会を提供するセミナーの実施</p> <p><b>[内 容]</b>            ・ＫＹＯのあけぼの大学基礎講座 延べ545人            地域講座（長岡京市、宇治市、城陽市、南丹市、京丹波町）、子育て両立支援講座            ・チャレンジ支援講座            女性のチャレンジを総合的に支援する講座 延べ788人            ・地域おこしセミナー            地域の活性化に向けて行動する女性リーダーを育成する講座 延べ224人</p> <p><b>[評 価]</b>            女性の人権に関する研修等を実施し、参加者の人権意識の高揚を図ることに寄与している。</p>	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

【府民生活部】

事業名	実施時期	概要	担当
女性国内交流研修事業	5月27日 6月7日～10日 8月5日	<p>府内の女性たちが男女共同参画について、学習・交流を深めネットワークを築くとともに、地域社会の諸問題に積極的に取り組む女性リーダーを養成するための研修事業を実施</p> <p>〔内容〕            事前研修（京都市内）            講義「男女が共に支えあい、一人ひとりが輝く地域社会づくりをめざして」            テーマ別分科会など            現地研修（船内、訪問先（北海道））            講話「京都府政について」            テーマ別分科会、全体発表、意見交換会～男女共同参画社会の実現を目指して～など            事後研修（京都市内）            シンポジウム「男女共同参画による豊かな京都府づくり」            テーマ別分科会、全体発表、意見交換会など</p> <p>参加者 87名</p> <p>〔評価〕            府内各地域で活動している女性が、男女共同参画社会の形成に向けた諸課題について学習・交流を深め、さらに、個人や団体間のネットワークの構築を図ることにより、修了後も情報の共有を図ると共に地域で多彩な活動を推進し、地域リーダーとしてさらなる活躍をする女性が出てきている。</p>	男女共同参画課
女性顕彰事業	10月13日	<p>女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>〔内容〕            府内で活躍している女性で特に功績顕著な者の顕彰（受賞者2名・2グループ）</p> <p>〔評価〕            活躍している女性たちを広く社会に顕彰することにより、多くの女性たちに励ましとインセンティブを与えた。</p>	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題	女性	

## 【府民生活部】

事 業 名		実施時期	概 要	担 当
女性相談事業		通 年	女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題についての相談・カウンセリングを実施  〔内 容〕 一般相談（利用件数：2,015件） 法律相談（利用件数：95件） フェミニストカウンセリング（利用件数：104件） DVサポートライン（利用件数：1,249件） 労働相談（利用件数：1,187件）  〔評 価〕 女性に対する総合的な相談窓口として定着しており、女性の悩みの解決と社会参画に寄与している。	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
ドメスティック・バイオレンス対策事業		通 年	ドメスティック・バイオレンスの被害者支援や防止対策を図るため、被害者のグループカウンセリングや相談体制の整備を実施  〔DV被害者のグループカウンセリング〕 府内北部・南部2箇所で実施 延べ117人 〔DVを考えるつどい〕 府内北部・南部4箇所で実施 延べ130人 DV啓発講座（データDV、被害者支援について）、意見交換会実施 〔相談ネットワーク会議〕 2回開催 〔DV啓発カードの作成・配置〕 20万枚作成。病院、スーパー等府内約700箇所に設置 〔DV防止啓発ニュースの作成・配布〕 2万5千部作成。カード設置期間等に配布  〔評 価〕 頑在化するDV被害に対する啓発、相談対応、自立支援の充実に大きく寄与している。	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
保育ルーム設置促進事業		通 年	乳幼児を持つ女性の社会参画のための条件整備  〔内 容〕 府が実施する講演会等に保育ルームを設置  〔設置件数〕 359件  〔保育児童数〕 1,606人  〔評 価〕 講演等に参加しやすくなったと利用者から好評を得ており、乳幼児を持つ女性の社会参画に寄与している。	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

## 【府民生活部】

事業名		実施時期	概要	担当
女性総合センター運営助成事業		通年	男女共同参画推進条例、新KYOのあけぼのプランに基づき、男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、女性総合センターの運営及び交流、相談事業等に対して助成	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		<p>〔評価〕 男女共同参画推進条例に基づく拠点施設として年々事業の充実を図っており、府における男女共同参画の推進に大きく寄与している。</p>	
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
女性総合情報提供事業		通年	女性総合センターの情報提供機能等の充実  〔内容〕 人材情報の提供（登録者数：1,344名）ほか	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		<p>〔評価〕 男女共同参画等に関する図書の整備や、各分野で活躍する女性や男女共同参画に関する講演等が可能な人材情報の提供により、府民の人権についての学習機会の確保に寄与している。</p>	
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
地域内職センター等設置運営事業		通年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成  〔助成対象〕 内職者団体運営費補助 9団体	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		<p>〔評価〕 孤立しがちな女性内職従業者を励まし、労働条件の向上と生活の安定に寄与している。</p>	
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
女性団体育成事業		通年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワーク促進事業等に対して助成  〔助成対象〕 6団体	男女共同参画課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		<p>〔評価〕 広域的な活動を行う女性団体の各種事業に助成することにより、女性団体のみならず、広く府民の人権意識の高揚に寄与している。</p>	
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

府民生活部（人権啓発推進室）

所 掌 事 務	・人権啓発の総合企画及び調整	計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	・人権啓発の推進 ①幅広い府民啓発		特定職業 従事者等	公務員（府職員・市町村職員）
	②人権啓発に関する指導的人材の養成		人 権 問 題	全 般

所管事項に 関する 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、マスメディアを活用した情報発信、開かれた親しみやすい啓発イベントの開催、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、さらに入権問題等に対する関心が薄い層への浸透に努める必要がある。</li> <li>特に本年は世界人権宣言60周年に当たることから、「世界人権宣言60周年」等を契機として行われる国内外の取組等の機会を活用し、若者層及び人権問題等に関心の高い層（人権啓発サポーター）をはじめとした府民に対する取組を関係機関と連携・協力して、積極的に進めることが必要である。</li> <li>人権問題等についての知識の習得に止まらず、様々な課題の解決に向けて積極的に行動しようとする意識の涵養に結びつく取組を進める必要がある。</li> <li>同和問題について、偏見や差別意識の解消を図るために取組を進める必要がある。</li> </ul>
----------------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>電波媒体による年間を通じた啓発については、ラジオ（AM・FM）やテレビを活用し、人権問題に関する正しい知識の普及に止まらず、人権感覚を養うことを重視して取り組む。</li> <li>特に若い世代に対する人権啓発の機会として、引き続きFMによる人権啓発ラジオ番組を放送するとともに、府内の大学における人権教育と連携した取組を進める。</li> <li>人権問題に取り組むNPO法人等との連携・協働を進め、府民の自発的な取組の拡大・充実を図る。</li> <li>さまざまな機会を捉え、同和問題についての啓発を行うとともに、偏見や差別意識の解消を図るために市町村が行う住民交流事業等を支援する。</li> </ul>
-------	---

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課（室）																				
新聞意見広告  新計画との関係	5月 (憲法週間)  8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)  3月	<p>人権の大切さなどを府民に訴えかけるため、「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」等節目に効果的にアピールするための新聞記事による広告            【掲載紙】 京都・朝日・毎日・読売・産経（8月は京都のみ）</p> <p>〔段 数〕 京都新聞：15段（5月）／15段（8月）／15段（12月）／10段（3月）            他 紙：5段（5月）／5段（12月）／5段（3月）</p> <p>〔構 成〕 5月 「こころの赤信号、みえますか。」            8月 人権強調月間関連行事等告知            12月 「いじメール→やメール」「生きとる、ちゅうのがしあわせなんや。」「西暦794年から多文化共生。」            3月 「60年前、みんなで決めた「決まり」これからも守り続けてゆきましょう。」</p> <p>〔評 価〕 人権尊重のメッセージについては、府民が人権を自らの生活にかかわる具体的なものとして理解することができるようなメッセージの発信に努めているが、20年度も引き続き紙面構成を検討・改良して取り組んでいくことが必要。</p>	人権啓発推進室																				
新聞意見広告 〔人権口コミ情報〕  新計画との関係	12月 1日 ～11日 (人権週間)	<p>人権週間（12月4日～10日）を中心とする時期に府民の人権に対する関心を高めるため、人権にかかわりのある様々な話題（10テーマ）を取り上げた記事を新聞に連続して掲載。当該連載記事は後日、人権口コミ講座として啓発資料化。</p> <p>〔掲載紙〕 京都新聞（府内購読部数429,588世帯）</p> <p>〔各回テーマ〕</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>全般</td> <td>いのちの尊厳</td> </tr> <tr> <td>同和問題</td> <td>結婚差別の今、その乗り越え方</td> </tr> <tr> <td>女性の入権</td> <td>外国人介護士の人権問題</td> </tr> <tr> <td>子どもの人権</td> <td>子どもの人権を尊重するまちづくり</td> </tr> <tr> <td>外国人の人権</td> <td>ニューカマーとよばれる人びとの人権</td> </tr> <tr> <td>障害のある人の人権</td> <td>障害者権利条約－障害者の権利に関する新たな展開－</td> </tr> <tr> <td>高齢者の人権</td> <td>高齢社会と女性の貧困化</td> </tr> <tr> <td>患者等の人権</td> <td>未来を守るために－薬害肝炎訴訟・原告の思い－</td> </tr> <tr> <td>さまざまな人権問題</td> <td>ソーシャルインクリュージョン～薬物依存症からの回復支援～</td> </tr> <tr> <td>さまざまな人権問題</td> <td>メディア・リテラシー</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔評 価〕 より多くの府民に対する自己啓発の機会を提供するため、日常生活の身近な出来事や社会的に关心の高まっている話題について人権尊重の視点から分かりやすく解説した記事を、発行部数が府内最大である京都新聞に掲載するとともに、啓発資料を作成して様々な機会に継続的に配布、活用を行った。20年度についても引き続きカレントなテーマを選定して府民に人権問題は身近な問題であるということを認識していただけるよう創意工夫をして取り組みたい。</p>	全般	いのちの尊厳	同和問題	結婚差別の今、その乗り越え方	女性の入権	外国人介護士の人権問題	子どもの人権	子どもの人権を尊重するまちづくり	外国人の人権	ニューカマーとよばれる人びとの人権	障害のある人の人権	障害者権利条約－障害者の権利に関する新たな展開－	高齢者の人権	高齢社会と女性の貧困化	患者等の人権	未来を守るために－薬害肝炎訴訟・原告の思い－	さまざまな人権問題	ソーシャルインクリュージョン～薬物依存症からの回復支援～	さまざまな人権問題	メディア・リテラシー	人権啓発推進室
全般	いのちの尊厳																						
同和問題	結婚差別の今、その乗り越え方																						
女性の入権	外国人介護士の人権問題																						
子どもの人権	子どもの人権を尊重するまちづくり																						
外国人の人権	ニューカマーとよばれる人びとの人権																						
障害のある人の人権	障害者権利条約－障害者の権利に関する新たな展開－																						
高齢者の人権	高齢社会と女性の貧困化																						
患者等の人権	未来を守るために－薬害肝炎訴訟・原告の思い－																						
さまざまな人権問題	ソーシャルインクリュージョン～薬物依存症からの回復支援～																						
さまざまな人権問題	メディア・リテラシー																						
人権教育・啓発の場  新計画との関係																							
特定職業従事者  新計画との関係																							
計画の推進策  新計画との関係																							
人権問題 全般																							

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
新 計 画 と の 関 係	人権啓発ラジオ番組 〔AM放送〕	通年	<p>一般府民を対象層に人権について主体的に考える機会とするため、人権をテーマとしたラジオ番組（AM）を放送</p> <p>〔放送局〕 KBS京都</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 （番組名）「京都人権情報」</li> <li>・人権に関する普遍的な考え方をテーマとした創作ドラマ （番組名）「はたけさんちの夕ごはん」</li> </ul> <p>〔放送回数〕 4～7月（13回） （番組名）「京都人権情報」 8～3月（39回） （番組名）「はたけさんちの夕ごはん」</p> <p>〔時間枠〕 毎週金曜日 午後4時35分～45分</p> <p>〔評価〕</p> <p>ラジオを通じて府内全域を対象に放送することにより、日常生活の身近な出来事や社会的に関心の高まっている話題等を取り上げ人権尊重の視点から解説したり、様々な視点・立場から人権問題に取り組んでいる団体等の活動を取り上げることにより、人権について具体的に考える機会を提供するとともに、人権問題の解決へ向けて府民が主体的に取り組もうとする意識を高めることに役立っているものと考えている。</p> <p>また、上記の手法では十分伝え切れていないと考えられる個人の尊厳や平等など人権の普遍的な考え方や偏見、思い込みなどの問題点等について、18年度試行的に実施したラジオドラマの形を取り入れた放送を内容・回数を充実させて放送した。</p> <p>聴取状況がどのような状況になっているかが把握できない点が難点。そのため、アンケート等により府民への浸透状況をつかむように努めている。</p>	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策		効果的な手法による人権教育・啓発の実施  調査・研究結果の活用	
	人権問題		全般	
新 計 画 と の 関 係	人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕 「Voice To You」	通年	<p>主に若者を対象に人権の大切さなどを訴えかけるため、人権をテーマにしたボイスメッセージを提供するラジオ番組（FM）を放送</p> <p>〔放送局〕 エフエム京都</p> <p>〔内容〕 音楽アーティストが人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをラジオリスナーに語りかけるもの</p> <p>〔放送回数〕 52回</p> <p>〔時間枠〕 4～9月 毎週木曜日 午後11時25分～30分 10～3月 毎週木曜日 午後10時25分～30分</p> <p>〔評価〕</p> <p>ラジオを通じて府内全域を対象に放送し、特に若年層向けの新たな啓発手法として、若年層に人気の音楽アーティストから、自らの体験に基づくメッセージを発信し、人権問題に関心をもつてもらえるよう取り組んだ。視聴者からの反響を把握できるようFM放送局に特設ブログを設置させており、そこでは直接、番組への意見が多数寄せられており、取り組みへの反響を感じている。</p>	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策		効果的な手法による人権教育・啓発の実施  調査・研究結果の活用	
	人権問題		全般	

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
人権啓発テレビ番組		8月 (人権強調月間)	府民が人権について主体的に考える機会とするため、テレビ番組を通じて身近な様々な人権問題を取り上げた番組を放送	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	12月 (人権週間)	〔放送局〕 KBS京都 〔放送日時・内容〕 8月4日(土) 19:00~19:30 子どもの人権：春日井敏之立命館大教授ほかNPO法人代表者等 12月1日(土) 19:00~19:30 多文化共生：水野直樹京都大教授ほかNPO法人代表者等 〔評価〕 府民が人権についてより具体的に考える機会になるとともに、人権問題の解決へ向けて主体的に取り組もうとする意識を高めることに役立つものと考えている。 しかし、テレビ放送上の課題としては全国ネットの民放他局に比べて視聴率が低いという状況があり、効率性・経済性の両面について課題が存在。番組内容としては、19年度は、人権強調月間や人権週間の時期に、テーマを選定して特別番組として放送し、一定の出来栄えのものができたと考えられる。そのため放送内容をDVD化し、研修資材として使用できるようにした。	
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
	人権問題	全般		
地域メディアラジオ放送		5月 (憲法週間)  8月 (人権強調月間)	憲法週間や人権強調月間に、ポスター、啓発資材、コンサート等人権啓発事業に参加した若者（府立京都すばる高校や大阪成蹊大学等の生徒・学生・卒業生）に、事業を通じて感じたことや感想、日常生活の中の人権に関する思いを語ってもらい、それをメッセージとして放送。併せてイベントについて広報  〔放送局〕 FM79.7京都三条ラジオカフェ  〔放送日時・内容〕 5月1日～7日の毎日10時及び14時前後 6分間 14回 8月1日～31日の日、水、土曜日 13:55～13:58 13回  〔評価〕 19年度新規の取組で、出演者からは好評だったが、放送地域、時間帯など検討が必要と考える。	人権啓発推進室
タクシー・公用車ステッカー広告		8月 (人権強調月間)	「8月は人権強調月間です」という府民啓発用ステッカーを作成し、タクシー・公用車へ掲出することによる広告  〔数量〕 ・タクシー：車内掲出用・車外掲出用／2,000枚 ・公用車：車外掲出用／2,030枚  〔評価〕 人権啓発のための自動車貼付用のステッカーを作成し、8月の人権強調月間に府や市町村の公用車、タクシー等に広く掲出することで、街頭啓発活動と併せて、人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目指していたが、車にステッカーを貼ることへの抵抗が大きく、掲出が一部にとどまるとともに、街中を走行している車に掲出しても十分な効果は得にくく、費用対効果の点からも20年度は廃止の方向で検討することとした。	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	全般		

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課（室）
人権啓発に関するホームページ	通 年	京都府ホームページの「人権啓発に関するページ」掲載データの充実及び定期的な更新  〔構 成〕 ①新着情報 ②京都府・各市町村の人権啓発関連行事 ③新京都府人権教育・啓発推進計画（計画の内容、京都府人権教育・啓発施策推進懇話会） ④京都府の主な啓発事業 ⑤啓発冊子紹介 ⑥京都人権啓発推進会議（街頭啓発・人権啓発フェスティバル・ポスター・ひとつメッセージコンクール等）の取組紹介 ⑦人権関係機関リンク集 等  〔評 価〕 府民にHPを見てもらえるよう定期的な更新により事業計画の告知や実施状況の紹介を行うなど内容の充実を図った。 また、市町村等関係行政等が当該HP（ホームページ）に関心を持っていただけるよう各種行事を紹介し、掲載に努めた。 今後は、より多くの府民に見てもらえるよう、また、人権に関する府からの様々なニュースソース、発言媒体として内容を充実させることも必要。	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場		
	特定職業従事者		
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育 国・市町村・民間等との連携	
	人権問題		
メルマガ京都人権情報の発行	通 年	府職員（人権啓発指導者等）向け及び市町村人権啓発担当者向けに人権啓発情報とともに職場研修支援情報の提供を目的にしたメールマガジンの発行（年12回発行）  〔内 容〕 ①人権問題関係ニュース（毎月の人権関係ニュースの要約紹介） ②人権啓発事業の案内 ③人権啓発資料の紹介（研修会・講師情報を含む） ④京都人権啓発推進会議の取組紹介 ⑤関係する府事業や市町村行事等の紹介 ⑥人権啓発テレビ・ラジオ番組（AM・FM）の内容紹介 ⑦京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況 など  〔評 価〕 カレントな人権情報の提供とともに職員研修計画の立案支援という目的の下、定期的な更新により事業計画の告知や実施状況の紹介を行うなど内容の充実を図る意識で取り組んだ。 職場研修支援の新たな取り組みとしては研修会の開催及び講師の情報を収集集約しメルマガを通じても紹介した。 今後は、より多くの職員が欲すると考えられる情報の提供に努めることが必要。	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場		
	特定職業従事者		
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育 国・市町村・民間等との連携	
	人権問題		

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
ひゅうまんシネマフェスタ	8月 （人権強調月間）	<p>小学生等とその家族等を主な対象とし、人権強調月間に実施する映画上映会及び啓発パネル展</p> <p>〔上映作品等〕            ① ハローキティのふしぎなみずうみ            ② きつねのかんちがい            ③ オープンシーズン</p> <p>〔パネル展・NPO法人活動紹介展〕 宇治市、宮津市、京丹後市</p> <p>〔開催日〕            8／3～21</p> <p>〔会場〕 6会場（宇治市、京田辺市、京丹波町、福知山市、宮津市、京丹後市）</p> <p>〔参加者〕 計3,449人（⑩3,559人）</p> <p>〔評価〕            夏休み期間中、子ども向けの映画を親子で鑑賞し、身近な話題から人権について考える契機となるよう実施。人気の高い作品を上映することにより、毎年、多くの府民が参加している。人権について主体的に学ぶ機会として、NPO法人の参加を得てNPO法人の活動紹介・対話コーナーを設け、映画上映会の枠組みの中で人権啓発としての要素を取り入れながら、参加者に人権意識を高めていくきっかけとして取り組み、今後も継続して実施する予定。</p>	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場		人権啓発推進室
	特定職業従事者		
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携	
	人権問題		
	人権フェスタ2007 in 鴨川納涼	8月4日 5日	
新計画との関係	人権教育・啓発の場	人権強調月間の時期に府民が広く集う「鴨川納涼」会場においてコンクール（ポスター・標語）優秀作品やNPO法人等の活動資料を展示し、啓発資料を配付	人権啓発推進室
	特定職業従事者		
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携	
	人権問題	〔内容〕 人権啓発資料等の展示・配布、NPO法人等の啓発パフォーマンス等の実施 〔会場〕 鴨川河川敷（三条・四条間） 〔評価〕 一般府民が広く集うイベントの機会をとらえることにより、人権問題に関心の薄い層に対する啓発の機会として取り組んでいる。 これまででは静的なパネルや資料の展示が中心であったが、多数の府民が集まる機会なので、より効果的に人権問題について考える機会とするために、19年度については、人権啓発フェスティバルで協働取り組みをしているNPO法人のスタッフの参加も得て、パネル展示等に加え、ステージでの活動紹介を行い、府民へ人権問題に関わるNPO法人についてより身近に感じてもらえるような取組を行った。また、人権啓発サポーターの登録拡大も図ることができた。	

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
人権のつどい2007一京都人権啓発フェスティバル in きょうたんごー	11月11日	<p>幅広い府民が人権問題について主体的に学ぶ機会となる親しみやすい総合イベントの開催</p> <p>〔主 催〕 京都人権啓発推進会議、京都人権啓発活動ネットワーク協議会 京丹後市、京丹後市教育委員会、京丹後市人権啓発推進協議会</p> <p>〔会 場〕 丹後文化会館、京丹後市峰山地域公民館</p> <p>〔内 容〕 「西川ヘレン」講演会、新井宗平ピュアハートコンサート コンクール（ポスター・ひとことメッセージ）優秀作品展、人権啓発パネル展 人権関係NPO法人等活動紹介（14団体参加展示コーナー／ステージ発表） 人権作文、人権相談 ほか</p> <p>〔参 加 者〕 約800名（丹後地域ではじめての開催）</p> <p>〔評 価〕 府内巡回型方式での4回目の開催ではじめて丹後地域で京丹後市との共催で実施。巡回方式が一巡したところで今後の開催の在り方については検討を要すると認識。 また、人権問題に取り組むNPO法人も過去最多の14法人が参加。 各地域の府民にNPO法人の活動を紹介する機会となるとともに、分野の異なるNPO法人等が一堂に会してイベント運営に当たることで、NPO等の相互交流、連携の一助となった。</p>	人権啓発推進室
新計画との関係			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携		
人権問題			
「女（ひと）と男（ひと）のいきいきフォーラム」 (向日市制35周年人権フェスティバル)	12月8日	<p>向日市と共に、幅広い府民・市民が人権問題について主体的に学ぶ機会となる親しみやすい総合イベントを本イベントの実行委員でもある市及び市民委員の意見も採り入れ、人権啓発フェスティバル以外の市町村共催イベントとして初開催</p> <p>また、本件イベントを多くの府民に周知するため、11月17、18日の両日、向日町競輪場でプレイベントとして、向日市やNPO法人の代表者らとともにイベントのお知らせや人権啓発サポートの一の募集などの広報活動を行った。</p> <p>〔主 催〕 向日市・京都人権啓発推進会議など</p> <p>〔会 場〕 向日市民会館</p> <p>〔内 容〕 ・海原純子講演会 ・人権関係NPO法人等活動紹介</p> <p>〔参 加 者〕 約250名</p> <p>〔評 価〕 向日市と連携し、市民委員の意見も採り入れ、効果的に啓発活動を実施することができた。 20年度は、周辺市町からの要望も強く、乙訓地域一帯の2市1町で連携して事業を実施する予定。</p>	人権啓発推進室
新計画との関係			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施、国・市町村・民間等との連携		
人権問題			

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
街頭啓発	8月 (人権啓発月間) 12月 (人権週間)	京都人権啓発推進会議構成団体等が連携して行う屋外啓発活動  〔京都市内〕 京都人権啓発推進会議構成団体による啓発物品配布及びパレード（12月）を実施  〔府広域振興局管内〕 各広域振興局・市町村ごとに編成した実施組織による取組として実施  〔実施箇所数〕 8月：71箇所（参加者759名） 12月：60箇所（771名）  〔評価〕 府内一円、国や市町村など関係行政機関と経済団体・福祉関係団体が広く連携し、府民に人権尊重の理念を直接訴えかける取り組みとして一定の意義があり、現実にも人権尊重に係る社会的機運を醸成することに役立っているものと認識している。 19年度については、8月の街頭啓発（京都市会場）では京都駅ビルという会場の利点を活かし、若者層を対象にした人権啓発コンサートを開催し、若者層への働きかけについて工夫した取組を実施した。	人権啓発推進室
新計画との関係		人権教育・啓発の場	
特定職業従事者			
計画の推進策		効果的な手法による人権教育・啓発の実施 国・市町村・民間等との連携	
人権問題			
人権啓発地域活動事業	8月 (人権啓発月間) ほか隨時	各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して実施する啓発事業  〔内容〕 ・人権啓発標語看板付きプランター花壇の設置 ・作業所等製作の地元産品を活用した啓発物品の作成  〔実施箇所数〕 4振興局・11総合庁舎  〔評価〕 府民に対し、人権への関心をもってもらえるよう広域振興局等身近な庁舎を利用した事業を実施。管内の事情を踏まえ、様々な地域資源を活用して積極的な事業展開を図ることが必要。	人権啓発推進室
新計画との関係		人権教育・啓発の場	
特定職業従事者			
計画の推進策			
人権問題		全般	
府庁舎におけるパネル展 (通年／2号館)	通年	年間を通じて来庁者や職員に対して人権の大切さを訴えかけるため、人権問題に関するパネル等の資料を府庁舎に常設展示  〔会場〕 府庁第2号館東側ロビー  〔展示物〕 人権啓発推進室の取組 ・人権啓発資料（冊子・リーフレット） ・パネル（新京都府人権教育・啓発推進計画等） ・人権啓発コンクール（ポスター・人権メッセージ）入賞作品など  〔評価〕 本庁舎を活用した通年啓発を実施。人権尊重に関するメッセージを継続的に発信することができたと考えている。引き続き、定期的に展示内容を更新するとともに、大学連携で作成した感性に訴える若者向けパネルなど新鮮なパネル展示等実施していくことが必要。	人権啓発推進室
新計画との関係		人権教育・啓発の場	
特定職業従事者			
計画の推進策		効果的な手法による人権教育・啓発の実施	
人権問題			

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事業名	実施時期	概要		担当課（室）																											
人権啓発パネル展 (ポスター・人権メッセージ)	通年	人権啓発優秀作品展（ポスター及びメッセージコンクール入選作品等）、NPO法人活動紹介展、大学連携作品パネル展を府内各所で実施		人権啓発推進室																											
コンクール優秀作品展、NPO法人活動紹介展、大学連携作品パネル展)		<p>〔会場〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>開催場所</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5/1~7</td> <td>ココン烏丸 (京都市下京区)</td> <td>憲法週間ヒューマンデザインギャラリー (大学連携作品パネル展)</td> </tr> <tr> <td>6/20~26</td> <td>亀岡サティ (亀岡市)</td> <td>人権啓発パネル展 (ポスター・標語優秀作品展)</td> </tr> <tr> <td>8/9~10</td> <td>鴨川右岸河川敷 (京都市中京区)</td> <td>人権フェスタ2007 in 鴨川納涼 (NPO法人活動紹介展)</td> </tr> <tr> <td>8/17</td> <td>宇治市文化センター (宇治市)</td> <td>ひゅうまんシネマフェスタ人権啓発パネル展 (NPO法人活動紹介展)</td> </tr> <tr> <td>11/3~11</td> <td>峰山ショッピングセンターマイン (京丹後市)</td> <td>人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (京都人権啓発フェスティバル in きょうたんご開催周知・ミニコンサート)</td> </tr> <tr> <td>11/3~11</td> <td>加悦谷ショッピングプラザウイル (与謝野町)</td> <td>人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (京都人権啓発フェスティバル in きょうたんご開催周知)</td> </tr> <tr> <td>1/30~2/4</td> <td>ジャスコ洛南店 (京都市南区)</td> <td>人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (NPO法人活動紹介展)</td> </tr> <tr> <td>2/21~27</td> <td>ジャスコ久御山店 (久御山町)</td> <td>人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (NPO法人活動紹介展)</td> </tr> </tbody> </table>		実施期間	開催場所	実施内容	5/1~7	ココン烏丸 (京都市下京区)	憲法週間ヒューマンデザインギャラリー (大学連携作品パネル展)	6/20~26	亀岡サティ (亀岡市)	人権啓発パネル展 (ポスター・標語優秀作品展)	8/9~10	鴨川右岸河川敷 (京都市中京区)	人権フェスタ2007 in 鴨川納涼 (NPO法人活動紹介展)	8/17	宇治市文化センター (宇治市)	ひゅうまんシネマフェスタ人権啓発パネル展 (NPO法人活動紹介展)	11/3~11	峰山ショッピングセンターマイン (京丹後市)	人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (京都人権啓発フェスティバル in きょうたんご開催周知・ミニコンサート)	11/3~11	加悦谷ショッピングプラザウイル (与謝野町)	人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (京都人権啓発フェスティバル in きょうたんご開催周知)	1/30~2/4	ジャスコ洛南店 (京都市南区)	人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (NPO法人活動紹介展)	2/21~27	ジャスコ久御山店 (久御山町)	人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (NPO法人活動紹介展)	
実施期間	開催場所	実施内容																													
5/1~7	ココン烏丸 (京都市下京区)	憲法週間ヒューマンデザインギャラリー (大学連携作品パネル展)																													
6/20~26	亀岡サティ (亀岡市)	人権啓発パネル展 (ポスター・標語優秀作品展)																													
8/9~10	鴨川右岸河川敷 (京都市中京区)	人権フェスタ2007 in 鴨川納涼 (NPO法人活動紹介展)																													
8/17	宇治市文化センター (宇治市)	ひゅうまんシネマフェスタ人権啓発パネル展 (NPO法人活動紹介展)																													
11/3~11	峰山ショッピングセンターマイン (京丹後市)	人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (京都人権啓発フェスティバル in きょうたんご開催周知・ミニコンサート)																													
11/3~11	加悦谷ショッピングプラザウイル (与謝野町)	人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (京都人権啓発フェスティバル in きょうたんご開催周知)																													
1/30~2/4	ジャスコ洛南店 (京都市南区)	人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (NPO法人活動紹介展)																													
2/21~27	ジャスコ久御山店 (久御山町)	人権啓発パネル展（ポスター・メッセージ優秀作品展） (NPO法人活動紹介展)																													
新計画との関係	人権教育・啓発の場	商業施設等を中心にNPO法人等と連携しながら開催することにより、それぞれの展示テーマや作品等に接し、府民が人権について考える機会を提供することができた。																													
	特定職業従事者	鴨川納涼展会場（8月）、ひゅうまんシネマフェスタ宇治会場（8月）、ジャスコ久御山展会場（2月）ではNPO法人スタッフの参加を得て、来場者と対話できるコーナーを設けるなど取組の拡大を行い、啓発及び連携効果を高める工夫を行った。																													
	計画の推進策	さらに、京都人権啓発フェスティバル開催会場（京丹後市）に近い会場では、フェスティバルのイベントと位置づけ、パネル展やミニコンサートを実施し開催告知をおこなった。																													
	人権問題	20年度は世界人権宣言60周年事業として、引き続きさまざまな団体との連携を強化しながら、大学連携事業などで作成したポスター・デザイン、ラジオ番組「はたけさんちの夕ごはん」のイメージキャラクターの展示など親しみやすい内容に加え、世界人権宣言の意義を通じた「いのちの大切さ」を訴えかける内容や全国フェスティバル告知などを重点取組期間（5月・8月・12月）に集中的に実施していきたい。																													

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
新 計 画 と の 関 係	人権擁護啓発ポスターコンクール	募集期間 7～9月  表彰式 12月	<p>小・中・高校生がポスター制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うために実施する絵画作品のコンクールを実施</p> <p>〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒      〔表 彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞計12点      優秀賞 35点、佳作5点</p> <p>〔応募作品数〕 5,232点 (⑩5,746点) (参加校数213校)</p> <p>〔その他の賞〕 府内各地で優秀作品展を開催するとともに、啓発資料において作品を活用</p> <p>〔評 価〕 開始から20年以上にわたる取り組みであり、教育委員会と連携した取組として定着し、毎年多くの応募を得ているところである。20年度も引き続きこれまでと同様のスタイルで実施の予定。</p>	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施、国・市町村・民間等との連携		
	人権問題			
新 計 画 と の 関 係	人権メッセージコンクール わたしのひとこと	募集期間 7～9月  表彰式 12月	<p>人権尊重などを表した50文字以内のメッセージの制作を通じて、多くの府民が人権について考える機会とするために実施する人権メッセージコンクールを実施</p> <p>〔応募資格〕 府内に居住する者、又は通勤・通学している者      〔応募作品数〕 6,224点      〔表 彰〕 一般の部 青少年の部 小学生の部 ごとに      最優秀賞1点、優秀賞5点 (*一般は2点) 佳作36点 計51点</p> <p>〔作 品 展〕 京都市内含む府内7箇所で優秀作品パネル展を順次開催      ※ ポスター コンクール優秀作品展と同時開催</p> <p>〔評 価〕 平成19年度からの新規取組であったが、前年度までの標語コンクールからの流れもあり、青少年の部及び小学生の部を中心に多くの作品が集まった。50文字以内の短文とすることで標語では表現しにくかったものも自由に表せるようになり作品に広がりが見られた。また、出尽くした感のあった標語から短文にすることで新鮮なイメージにできた。</p>	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施、国・市町村・民間等との連携		
	人権問題			
新 計 画 と の 関 係	人権啓発サポーターの募集	通年	<p>人権問題に关心を持っている府民を人権施策のサポーターとして登録していただき、人権に関する情報を直接かつ継続的に提供することを通じて、自己研鑽を促し人権感覚の更なる高揚の支援を図るために実施。鴨川納涼、人権啓発フェスティバル等のイベント会場や府内各部局での研修会、講演会参加者への呼びかけ、啓発冊子、テレビ、ラジオ等による周知、インターネットを通じた募集により登録を大幅に推進した。(19年度末370人)</p> <p>〔提供内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法週間(5月)、人権強調月間(8月)、人権週間(12月)に実施するイベント等の内容</li> <li>・FMラジオ放送「VOICE TO YOU」・AMラジオ番組「京都人権情報」、「はたけさんちの夕ごはん」の放送内容</li> <li>・新しく作成した資料の紹介など</li> </ul> <p>〔評 価〕 人権啓発サポーターとの双方向での取り組みを推進する観点から、20年度においてはサポーターとの相互交流を通じて意見を聴取する等し、府の人権啓発施策への反映に努める。</p>	人権啓発推進室
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題	全般		

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事 業 名	概 要					担当課（室）
啓発資料等作成	名 称	内 容	数 量	主な配布先	作成時期	人権啓発推進室
	人権口コミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子	20,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	3月	
	Booklet 「京都人権情報」 2008	人権問題に関わるN P O 法人等の活動紹介を行い、法人の活動等に対する府民の理解促進と各法人等の連携を促進することを目的に作成	1,000	・市町村・府関係施設 ・N P O 法人等 ・推進会議構成団体	3月	
	人権ぬり絵	芸術系大学の協力を得て作成する人権尊重に関する幼児向けぬり絵	14,000	・イベント ・市町村・府関係機関	4月	
	啓発ポスター	「憲法週間」(5月)、「人権強調月間」(8月)に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的に、芸術系大学における人権教育を通じて考案されたデザイン等を活用して作成	2,700	・市町村 ・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設等	4月 7月	
		「人権週間」(12月)に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品等を活用して作成するポスター	2,700	・市町村 ・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設等	12月	
	みんなたいせつ みんなかがやく (改訂版)	人権及び人権問題の現状についてコンパクトかつ体系的に理解できる資料として作成、最新の内容に基づき書き改めた改訂版	3,600	・市町村・府関係施設 ・障害児（者）施設 ・推進会議構成団体	3月	
	人権カレンダー (点字版)	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用し点字を併用した月めくり壁掛けカレンダー	3,600	・市町村・府関係施設 ・障害児（者）施設 ・推進会議構成団体	12月	
	人権啓発指導者 養成研修会講演 録	職場や地域など人権啓発に係る指導的人材の養成を目的として開催した研修会の内容を、研修参加者以外へも普及し、自己研鑽を促すための資料として、研修会の講演録を作成	3種類 各1,500	・市町村・府関係施設 ・京都人権啓発推進会議構成団体 ・府内各学校	3月	
	人権啓発絵本	ラジオドラマ「はたけさんちの夕ごはん」のシナリオを活用した低年齢者向けの人権啓発絵本	2種類 各6,000	・イベント ・市町村・府関係施設	7月 11月	
	人権啓発ストラップ	芸術系大学の協力を得て作成した、いじめ防止や思いやりの気持ちを訴えたフィギュア付きストラップ	8,000	・イベント ・市町村・府関係施設	6月	

〔評価〕<「人権口コミ講座」>

冊子の話題を題材として学習会を実施する等広く利用され、身近な課題から人権問題を考えるきっかけづくりに役立っていると考えている。

〔評価〕<Booklet「京都人権情報」2008>

府内の主たる人権関係NPO法人等を網羅的に紹介する冊子として17年度に初めて作成したものの更新版。掲載内容の充実を図り、NPO法人等への府民の理解促進とNPO法人同士の連携促進を図っていきたい。

〔評価〕<「人権ぬり絵」>

京都嵯峨芸術大学の協力を得て、児童向けの啓発教材として作成したぬり絵の増刷。イベント等の場で参加資料として配られる等対象層に効果的に配布されている。

芸術系大学との協力は、①大学と連携した取り組みの一環として、②大学学生に対する人権教育・啓発の取組として、③成果品を啓発資料として有効活用するという点で人権啓発推進にとって有意義と考える。

〔評価〕<「啓発ポスター」>

大阪成蹊大学芸術学部に通う若者の感性を生かした作品やポスターコンクールの入選作品をコピーとして活用した親しみやすいポスターを府内全域に広範に掲出することにより、人権尊重に係る社会的気運を醸成することに役立っていると考えている。

今後の課題としては、同時期に啓発ポスターを作成している市町村もあり、将来的には本事業との関係を整理することも必要。

〔評価〕<「みんなたいせつ みんなかがやく」>

人権について普遍的に学ぶことが出来る機会として実施している様々な事業をコンパクトに紹介することによって、事業の効率・効果を高めることを意図し、18年度新たに作成したものの改訂版。

この種の啓発冊子は各職場研修等で使用するためのニーズが高く、本資料についても最新の情報を盛り込んだ体系的な啓発資料として、職場研修等各種研修資料として活用されている。

〔評価〕<「人権カレンダー」>

啓発コンクールの成果の活用という観点から取り組んできたものであり、児童・生徒が点字について学ぶきっかけとして学校を中心に定着している。また、視覚障害のある方にも利用いただいており、啓発資料としての役割を果たしていると考えている。このため、20年度についても引き続き作成したい。

〔評価〕<「人権啓発指導者養成研修会講演録」>

平成19年度は「子ども」、「多文化共生」、「高齢者」をテーマに講演録を取りまとめ、啓発資料として各関係機関で活用され、テーマごとの資料として役立っている。

〔評価〕<「人権啓発絵本（はたけさんちの夕ごはん）」>

イベントなどで配布し、小学生から高齢の方まで幅広く読んでもらえ、多くの感想が直接寄せられた。内容もわかりやすく、絵本から気付かされることがあったなど好意的な意見が多く、今後の資料作成の指標としたい。

〔評価〕<「人権啓発ストラップ」>

京都嵯峨芸術大学の協力を得て、冊子以外の若者向けの啓発資材として平成19年度に新たに取り組んだ。新たな啓発手法として計画したが、今後も継続して人権尊重理念を訴えることができる手法を検討して行きたい。

新計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者	
	計画の推進策	
	人権問題	全般

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事業名		実施時期	概要	担当課（室）
人権啓発活動再委託事業		通年	<p>市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対して行う財政支援 (国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託)</p> <p>[取組市町村] 20市町村  [取組内容]  ①講演会、②資料の作成・配布、③研修会の開催、④地域人権啓発活動活性化事業、  ⑤その他(イベント、啓発グッズ作成等)</p> <p>[評価]  本事業により、広域的な見地から行う府の啓発施策との役割分担のもと、住民に身近な市町村での取組が促進され、府域全体での啓発事業の取組が促進された。</p>	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	通年	<p>市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対して行う財政支援 (市町村の啓発事業に対する府の単独補助)</p> <p>[取組市町村] 25市町村  [取組内容]  ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成  ③その他(知事特認事業)  ※ 知事特認事業：人権教育・啓発推進計画の作成、人権啓発フェスティバルの開催、  啓発グッズの作成等</p> <p>[補助率] 1/2</p> <p>[評価]  本事業により、市町村の地域社会に応じた独自の取り組みが可能となり、住民に身近な地域社会での人権啓発の取り組みが促進された。</p>	人権啓発推進室
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
人権問題啓発補助事業				
新計画との関係	人権教育・啓発の場	通年	<p>市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対して行う財政支援 (市町村の啓発事業に対する府の単独補助)</p> <p>[取組市町村] 25市町村  [取組内容]  ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成  ③その他(知事特認事業)  ※ 知事特認事業：人権教育・啓発推進計画の作成、人権啓発フェスティバルの開催、  啓発グッズの作成等</p> <p>[補助率] 1/2</p> <p>[評価]  本事業により、市町村の地域社会に応じた独自の取り組みが可能となり、住民に身近な地域社会での人権啓発の取り組みが促進された。</p>	人権啓発推進室
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
	人権問題			
地域交流活性化支援事業		通年	<p>地域住民の交流促進を通じ、住民の相互理解を深めるとともに、地域活動のリーダーとなる人材の育成や、住民の自立意識の高揚を図り、人権が真に尊重されるコミュニティを形成するため、市町村が隣保館等の施設を積極的に活用して実施する地域交流事業に対して補助</p> <p>[実施市町村] 15市町  [実施施設] 69施設 (⑩68施設)  [実施事業数] 342事業 (⑩345事業)  地域力活用事業 29事業、文化・スポーツ交流事業 168事業、児童交流事業 145事業</p> <p>[評価]  地域交流支援事業の成果を受けて、平成19年度から新たに本件事業を実施している。住民の主体性を生かしたまちづくり、地域づくりなどを補助対象とする地域力活用事業を創設し、地域社会全体の交流が一層促進された。</p>	人権啓発推進室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

## 【府民生活部（人権啓発推進室）】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課（室）								
京都人権啓発行政連絡協議会事業	11月12日	<p>京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局及び京都府・京都市で構成）が府内企業を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために実施する企業向け研修会</p> <p>〔内 容〕 講 演：「職場と人権」一明るい職場づくりのためにー 龍谷大学法学部教授 武久 征治 講 演：「探偵業の業務の適正化に関する法律」について 京都府警察本部生活安全部 中嶋 政己</p> <p>〔会 場〕 京都会館第2ホール</p> <p>〔参加者〕 584機関 726名 (⑧536機関 576名)</p> <p>〔評 価〕 企業における人権が尊重される職場づくりへ向けて、従業員30人以上の企業を自安に設置を進めている「企業内人権啓発推進員」を対象として、毎年テーマを設定して研修会を実施しているところ。国の関係機関と府市との共同で行う啓発事業として、府内の行政機関が一体となって取り組む事業としての意義がある。 京都人権啓発行政連絡協議会の設立目的でもある個人情報の収集を行う調査会社への啓発に強く関係のある事項として、19年度は新たに施行された探偵業法等について認識を深めることを目的として開催し、同法の周知を図った。</p>	人権啓発推進室								
新計画との関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">人権教育・啓発の場</td> <td style="padding: 2px;">企業・職場</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特定職業従事者</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">計画の推進策</td> <td style="padding: 2px;">国・市町村・民間等との連携</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">人権問題</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	人権教育・啓発の場	企業・職場	特定職業従事者		計画の推進策	国・市町村・民間等との連携	人権問題		
人権教育・啓発の場	企業・職場										
特定職業従事者											
計画の推進策	国・市町村・民間等との連携										
人権問題											
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業	通 年	<p>京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府及び京都市で構成）に参画して実施する啓発活動</p> <p>〔内 容〕  <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都人権啓発フェスティバル等の人権啓発事業の共催（11月11日）</li> <li>・府民への情報提供（ホームページ開設）</li> <li>・人権啓発ラッピングバスの運行（8月～3月、1市2町（宇治市・久御山町・宇治田原町））</li> <li>・人権の花運動（74園・校（保育園・幼稚園・小学校）、6,665名参加）</li> <li>・人権相談システムの構築 など</li> </ul> </p> <p>〔評 価〕 府内における人権啓発関係機関の連携により、広範囲の啓発事業を展開した。また、相談機関間の連携が促進された。</p>	人権啓発推進室								
新計画との関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">人権教育・啓発の場</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特定職業従事者</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">計画の推進策</td> <td style="padding: 2px;">国・市町村・民間等との連携</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">人権問題</td> <td style="padding: 2px;">全 般</td> </tr> </table>	人権教育・啓発の場		特定職業従事者		計画の推進策	国・市町村・民間等との連携	人権問題	全 般	
人権教育・啓発の場											
特定職業従事者											
計画の推進策	国・市町村・民間等との連携										
人権問題	全 般										

文化環境部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、医療関係従事者など特定職業従事者に対する研修などの実施</li> <li>・私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援</li> <li>・スポーツ及び生涯学習に関すること。</li> </ul>	計画との関係	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校、地域社会
	特定職業従事者等		教職員・医療関係者	
	人権問題		さまざまな人権問題	
所管事項に関する課題認識	<p>教職員に対する研修については、広く人権問題全般について取り組むとともに、その時々の状況に合わせてふさわしいテーマに取り組み、教職員の意識の向上を図る必要がある。</p> <p>府立医科大学の医療従事者については、交代制勤務などの関係上、研修への全員の参加が難しい状況にあることからより多く参加できるようにするための工夫が必要である。</p> <p>宗教関係者の研修会への参加者が固定化してきており更なる周知が必要である。</p>			
取組の方向	<p>府立の大学では、委員会や協議会と連携をとりながら、テーマについて選定するとともに、多くの教職員などが参加できるよう取り組みを進める。</p> <p>宗教法人関係者の研修への参加については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。</p> <p>各種講座情報を提供する「京の府民大学」や、生涯学習・スポーツ情報を提供するインターネット「京のOWN（オウン）ネット」の運営により、府民が行う人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援に努める。</p>			

【文化環境部】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
人権教育資料の作成		3月	<p>①事業の目的・概要 私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成し、配布する。</p> <p>②内容            - 資料作成 「人権教育資料（関係法令編Ⅰ～基本的人権の尊重に関する資料～）」            A4版・6,000部            - 配布先 京都府内の私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）</p> <p>③評価            - 3年前に法令集を作成しているが、教育基本法や人権に関する法令等が改正されており、それらを含めた系統的な法令集を作成することとした。また、3年前の資料に掲載されていない重要法令等も含めることとした。            - 今後も、資料の内容が重複しないようにし、様々な角度から教職員の人権認識の高揚と指導力の向上を図るために資料を作成していきたい。</p>	文教課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者	教職員		
	計画の推進策	人権教育・啓発資料等の整備		
	人権問題	全般		
人権教育授業		前期 平成19年 4月～9月  後期 平成19年 10月～ 平成20年 3月	<p>① 事業の目的 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施。</p> <p>② 内容            事業種別：授業（講義）            テーマ等：            - 人権論Ⅰ            「人権に関する法理念・制度」「人権の歴史」「人権思想」            福祉社会学部 大田直史 教授            文学部 小林啓治 准教授            福祉社会学部 宮嶋邦明 教授            - 人権論Ⅱ            「文化と人権」「社会と人権」「自然科学と人権」            文学部 金澤哲 准教授            人間環境学部 松原斎樹 教授            農学研究科 松村和樹 教授            他            事業規模：【対象者及び参加者】            各学部生 前期125名 / 後期132名</p>	府立大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

【文化環境部】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
人権教育授業（医学部看護学科）		前期 平成19年 4月～9月  計13回	<p>①事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>②内容 事業種別：授業（講義） テーマ等： [科目名] 人権論 [講師] 滋賀大学教授 梅田 修 事業規模： [対象者及び参加者] 医学部看護学科生（75人）</p> <p>③評価 全員が出席し、単位を取得済み。 人権について、日常生活や、福祉や医療実践に即して検討することで、医療に従事する者として常に人権意識を持つことへの意識啓発となった。 講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めている。</p>	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
人権教育授業（医学部医学科）		H19.6.1 ～ H20.1.18  計8回	<p>①事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施</p> <p>②内容 事業種別：授業（講義） テーマ等： [科目名] 総合講義（人権教育） [講師] 本学名誉教授 近藤元治 岐阜大学教授 塚田敬義 同志社大学非常勤講師 德川輝尚 池坊短期大学名誉教授 秋定嘉和 事業規模： [対象者及び参加者] 医学部医学科生（100人）</p> <p>③評価 全員が出席し、単位を取得済み。 医学・医療を志す者として初めて受講する人権に関する講義は、新鮮であったと思われる。 各講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めている。</p>	府立医科大学
新計画との関係	人権教育・啓発の場	学校		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

【文化環境部】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事 業 名		実施時期	概 要	担当課（室）
「京の府民大学」開設事業		通 年	京都府の生涯学習振興基本構想（京都OWN学习プラン）の具体化の一環として、府民が生涯学習に取り組みやすい環境を整備する。  〔内 容〕 平成17年度からインターネットホームページ「京のOWN（オウン）ネット」により講座情報の提供を実施。  〔講座数〕 1,098講座（前期：640講座／後期458講座）  〔評 価〕 府民の学習ニーズに対応し、6コースの分野における多種多様な講座を掲載しており、府民の生涯学習に対する意識啓発に寄与している。	スポーツ生涯学習室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策 効果的な手法による人権教育・啓発の実施 調査・研究結果の活用			
	人権問題			
生涯学習・スポーツ情報提供システム運営事業		通 年	府民が生涯学習や生涯スポーツなどに取り組む上で必要な情報を、簡単にそしてリアルタイムに提供し、府民の自主的な学習やスポーツへの取り組みを支援する。  〔内 容〕 インターネットにより講座・教室、施設、団体・グループ、人材等の生涯学習及びスポーツの情報を提供 携帯電話からも講座・教室・イベント情報の入手が可能  〔評 価〕 豊富な情報を提供し、アクセス件数は年間154,802件（月平均12,900件）あるなど、府民への情報提供に大きく寄与し好評を得ている。	スポーツ生涯学習室
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策 効果的な手法による人権教育・啓発の実施 調査・研究結果の活用			
	人権問題			

健康福祉部

所掌事務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できることの実現を目指して、取組を進めている。	人権教育・啓発の場 特定職業等 人権問題	保育所・幼稚園、地域社会、家庭 医療関係者、保健福祉関係者 女性、子ども、高齢者、障害のある人、患者等、さまざまな人権問題
	少子・高齢化が進展し、また、核家族化や地域の連帯感の希薄化と相まって、子どもや高齢者などの生命や人権が危険にさらされる痛ましい事件が発生している。さらに、社会福祉に係る諸制度が大きな変革期にある（介護保険法の改正、障害者自立支援法の施行、医療制度改革等）中で、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方が問われており、現地・現場、府民の視点に立った制度の構築・運用が特に重要な課題である。		
	<p>(1) 単に制度のオペレーターに止まらず、保健福祉部が担う様々な施策の受け手たる府民の意識・感覚を職員が一定共有できる機会を積極的に確保する。また、地域の中で活動している府民の元に全職員が出向き、地域の課題を積極的にくみ取るよう組織的に進める。</p> <p>(2) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。</p> <p>(3) 家庭支援総合センターに示されるように、府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。</p>		

## 【健康福祉部】

## 平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
エイズに関する普及啓発事業	12月  新計画との関係 人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題 患者等	京都府エイズ予防月間を中心とした各種啓発活動  〔内容〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・エイズ等性感染症公開講座開催（2回、受講者：延べ約150名）</li><li>・各保健所における講習会・参加型研修会の開催（23回、受講者：延べ約2,800名）</li><li>・エイズ等予防啓発ボランティアを含む街頭啓発（ポケットティッシュ：13,500セット）</li><li>・啓発ポスター配付（2種類：計3,600枚）</li><li>・ラジオスポットによる啓発広告（α-station、KBS京都）</li><li>・新聞記事下広告や展示ロビー等による啓発</li></ul> 〔評価〕 平成16年度から開始した参加型研修会や平成18年度から開始したエイズ等感染症公開講座は、受講者等関係者から好評をいただいている。平成18年度から養成を始めたエイズ等予防啓発ボランティアも自主的な組織「紅紐」結成し活動を行うなどの事業効果が得られてた。	健康対策課
ハンセン病対策啓発事業		ハンセン病を正しく理解する週間を中心とした各種啓発活動  〔内容〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・啓発リーフレット配布（約34,000部）</li><li>・啓発パネル展の開催 　場所：府庁2号館展示ロビー 　期間：平成19年6月25～29日</li></ul> 〔評価〕 ・啓発リーフレットは、平成12年度から府内の全高校3年生に配布しており、特に若年層に対して大きな事業効果があつたと考えられる。	健康対策課
「障害者週間」啓発活動促進事業		障害者週間を中心とした街頭啓発、各種イベント等の実施  〔内容〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・障害者のつどい（会場：文化パルク城陽／参加者：約800名）</li><li>・体験発表、お祭り広場</li><li>・啓発ポスターの作成（約1,100枚）</li><li>・体験作文、ポスターコンクールの実施（入賞作品集の作成：約700冊）</li></ul> 〔評価〕 障害者の集いの参加者が府内各地より800名を超える方が参加。 体験作文、ポスターコンクールには、小学校・中学校等から283点の応募があり、最優秀作をポスター（1,100枚）にして府内各地域で掲示。 以上のことにより、多くの府民の方に「障害者週間」についてひろく啓発できた。	障害者支援課
新計画との関係 人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題 障害のある人			

【健康福祉部】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事 業 名		実施時期	概 要	担当課（室）
新 計 画 と の 関 係	障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」開催事業	5月20日	障害者と府民のふれあい、交流の機会となるスポーツイベントの開催  〔会 場〕 丹波自然運動公園  〔評 価〕 障害者やボランティアなど約4,200人が集い、スポーツやレクリエーションを通じて交流の輪を広げた。	障害者支援課
	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題 障害のある人			
障害者芸術創造支援事業 「京都とっておきの芸術祭」		1月18日 ～20日	障害者に対する理解と交流の促進を目的とした芸術作品展の実施  〔内 容〕 公募による障害者の芸術作品展、ものづくりワークショップやクリエイターと障害者のコラボTシャツ展などを実施  〔会 場〕 ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館）  〔参 加 者〕 1,517名  〔評 価〕 絵画・陶芸・書道など様々な作品の展示やさをり織り・組み紐ストラップなど障害者とともにものづくりを行う体験を通じて、障害者芸術についてひろく啓発できた。	障害者支援課
人権教育・啓発の場				
特定職業従事者				
計画の推進策				
人権問題 障害のある人				
全国車いす駅伝競走大会開催事業		2月24日	障害者に対する理解と交流の促進を目的とした全国規模の障害者スポーツイベントの実施  〔内 容〕 都道府県対抗車いす駅伝競走大会（27チーム参加）  〔評 価〕 本大会をボーイスカウト、ガールスカウト、各種団体をはじめ、ボランティア等、約4,300人の協力を得て開催し、また、当日は、沿道から約35,000人の府民が応援するなど、多くの府民の方に障害者スポーツについてひろく啓発できた。	障害者支援課
人権教育・啓発の場				
特定職業従事者				
計画の推進策				
人権問題 障害のある人				

## 【健康福祉部】

## 平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時	概要	担当課(室)
社会参加促進事業	通年	障害者の社会参加の促進を図るための啓発等の実施 〔内容〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・社会参加推進会議の開催（年2回）</li><li>・福祉機器の展示（1会場）</li><li>・人と動物の共生のつどい（1回）</li><li>・情報バリアフリーの人づくり・まちづくり（手話講習等）</li></ul> 〔評価〕多くの府民の方に障害者の理解についてひろく啓発できた。	障害者支援課
新計画との関係		人権教育・啓発の場	
特定職業従事者			
計画の推進策			
人権問題		障害のある人	
啓発ビデオの貸し出し	通年	障害者問題に関する理解の促進を図るため、障害者問題を取り上げた啓発ビデオ（スポーツ大会記録ビデオ）の貸し出しを実施  〔評価〕教育庁のビデオライブラリーに登録しているが、貸し出し実績低い。このため、障害者支援課において福祉関係者への研修等での活用を図っていきたい。	障害者支援課
新計画との関係		人権教育・啓発の場	
特定職業従事者			
計画の推進策			
人権問題		障害のある人	
高齢者総合相談センターの運営	通年	高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報の提供を実施  〔事業内容〕 <ul style="list-style-type: none"><li>・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談） 226件</li><li>・専門相談（法律相談等） 147件</li><li>・情報提供（高齢者及び高齢化等に関する各種情報の収集・提供等） 1227件</li></ul> 〔運営〕（財）京都SKYセンターに委託  〔評価〕法律相談等、複雑な案件に応える場の提供により、高齢者の生活への支援など、所期の目的を概ね達成することができた。	高齢者支援課
新計画との関係		人権教育・啓発の場	
特定職業従事者			
計画の推進策			
人権問題		高齢者	

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
高齢者自立支援推進委員会の運営等（高齢者の権利擁護の推進）	随時	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、施設等における「身体拘束」、高齢者虐待の早期発見・防止等の対応策、認知症高齢者対策や成年後見制度の利用促進等を調査・研究するとともに、高齢者虐待防止のための体制整備に努めた。</p> <p>特に平成18年度の成年後見制度利用促進ワーキンググループ検討会の検討結果を受け、2地域において、成年後見制度の利用促進に関して解決すべき課題等についての意見交換をモデル的に実施。</p> <p><b>【内 容】</b>  <b>研究事業：</b>「成年後見制度利用促進地域検討会議の実施」            (モデル地域) 丹後・中丹圏域、山城北圏域の2地域            (会議参加団体) 丹後・中丹圏域…圏域内の各市・各市社会福祉協議会            (福知山市、綾部市、舞鶴市、宮津市、京丹後市)            山城北圏域…圏域内の各市・各市社会福祉協議会            (宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市)            兩圏域共通…府介護保険推進室、地域福祉室、京都府社会            福祉協議会            (会議開催) それぞれ圏域ごとに3回実施            第1回：(丹後・中丹圏域) 7月17日、(山城北圏域) : 7月19日            第2回： " 8月27日、 " : 8月29日            第3回： " 1月28日、 " : 2月 1日  <b>調査事業：</b>①身体拘束実態調査の実施（介護保険施設等 333施設・事業所）            ②高齢者虐待に関する件数等を府内各市町村に照会</p> <p><b>【評 価】</b>            高齢者の権利擁護の推進に当たっての地域が抱える課題の抽出等が行え、次年度以降の支援体制構築整備に向けた検討の方向性を確認できた。</p>	高齢者支援課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		
	特定職業従事者		
	計画の推進策		
	人権問題	高齢者	
医療安全相談コーナーの設置	通年	医療に関する各種相談を受けるとともに、医療に関する情報提供等を通じて、府民が安心して医療を受けられる体制づくり	医療課
新計画との関係	人権教育・啓発の場		
	特定職業従事者		
	計画の推進策		
	人権問題	患者等	



商工労働観光部

所掌事務	(全般) <ul style="list-style-type: none"> <li>商業、工業及び観光等の府内産業の振興、雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整備を所掌</li> </ul> <p>(人権関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図る</li> </ul>	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業等 従事者等		
	人権問題		
所管事項に関する課題認識	<p>企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となるべき尊重されれる社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる限りの尊重されれるが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができる。役員一人ひとりが人権の尊重に係る意識の向上を図る必要がある。</p> <p>特に、企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。</p>		
取組の方向	<p>企業や商工業団体の活動は多岐にわたり、自らの雇用、労働環境はもとより、個人情報の保護や個々の事業活動に伴う企業・職場内外の取組について、常に人権問題の意識を持って対応する機会あるごとに意識の向上を図る必要があることから、府内企業の代表者や商工団地立地企業とともに、府営工場の役職員を対象に、人権啓発研修会を開催するとともに、長田野工業センター、綾部工業団地振興センターの人権研修事業に対して支援していくことで人権啓発の取組を進める。</p>		

【商工労働観光部】

平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
公正採用選考啓発事業		6月	<p>職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を行う。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正採用選考推進旬間啓発ポスターの作成 (6月10日 400枚)</li> <li>・公正採用選考推進旬間新聞意見広告 (6月10日掲載／京都・朝日・毎日・読売・産経)</li> <li>・公正採用選考啓発テレビスポット (6月10日～19日／KBS京都 15秒×25回)</li> <li>・JIS規格履歴書の配付 (随時)</li> </ul> <p>(評価)</p> <p>ポスター、新聞、テレビというメディアを活用することにより、企業関係者のみならず、広く市民の人権意識の向上を図ることができ、一定の効果をあげている。</p>	総合就業支援室
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
中小企業労働相談事業		通年	<p>中小企業における労使関係の安定に資するため、解雇・賃金・労働条件など様々な労働問題について、専門相談員が無料で相談</p> <p>(内容)</p> <p>労働相談 特別労働相談（弁護士による労働相談（要事前予約））</p> <p>(会場)</p> <p>京都中小企業労働相談所（京都刊内）</p> <p>(評価)</p> <p>平成19年度の労働相談件数は758件、特別労働相談件数は59件となっており、有効に活用されている。</p>	労政課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業		通年	<p>府が造成した長田野・綾部工業団地に立地する企業が人権問題の解決について正しい理解と認識を深める。</p> <p>(内容)</p> <p>府営工業団地立地企業の人権担当者等を対象に実施する研修に対して補助</p> <p>(対象団体)</p> <p>(社)長田野工業センター、(社)綾部工業団地振興センター</p> <p>(評価)</p> <p>立地企業の人権担当者等に対する研修が実施され、人権啓発の推進が図られた。</p>	企業立地推進課
新計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場		
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			

農林水産部

所掌事務	府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。	計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
			特定職業等 従事者等	
			人権問題	女性
所管事項に 関する 課題認識	農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせるために、地域活動や農業生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要である。併せて、農山漁村社会における女性の持てる能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要である。			
取組の方向	府内の農林漁業関係団体職員の同和問題をはじめとする人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子どもの人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会を実施しており、今後も継続して研修会等を実施し、さらに人権啓発の推進を図ることとする。 また、農山漁村社会における女性の持てる能力発揮のための様々な活動支援を行うとともに、農林漁業における女性の活躍をテーマとした、写真コンクール及び作品展示等を行っており、今後もこれらの取組を継続して実施し、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。			

## 平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

(様式1)

事業名		実施時期	概要	担当課(室)
農林漁業関係団体役職員人権啓発研修補助			<p>①事業の目的・概要 農林漁業関係団体が実施する研修事業等に対しての補助</p> <p>②内容 各団体が研修会を開催とともに、啓発資料を作成・配布した (農協中央会) 研修会4回 啓発資料2種類 (漁協連合会) 研修会1回 啓発資料1種類 (森組連合会) 研修会1回 啓発資料1種類</p> <p>③評価 研修会の実施や啓発資料の作成・配布を通じて、人権啓発を図ることができた。 今後とも、様々な人権問題に対して、研修会・資料等を通じて啓発を図ることが必要。</p>	農政課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題			
農村女性育成事業		5月～3月	<p>①事業の目的 農山漁村社会における女性の地位向上、方針決定への参画促進等を図るための啓発の実施</p> <p>②内容  <input type="radio"/>事業種別 写真コンクールの開催、作品展示等  <input type="radio"/>テーマ等 農林漁業における女性の活躍  <input type="radio"/>事業規模 対象者：府民 会場：撮影場所-府内全域 表彰場所-京都府総合見本市会館 作品展示-平安会館 配布先-写真商店舗、農林漁業団体、農林水産フェスティバル等で府民に配布 応募点数-123点 資料の規格-B2カラー刷りポスター 作成部数-2,400部 </p> <p>③評価  <input type="radio"/>3月10日の農山漁村女性の日にあわせて写真コンクールの優秀作品をポスターにして展示することによって、農林漁業において女性が活躍する様子をアピールでき、農山漁村社会における女性の地位向上の意識を高めることができた。  <input type="radio"/>作品応募した人は、農林漁業に携わる女性のイキイキした表情や様子を表現することにより、女性の地位向上に対する意識を高めることができた。 </p>	研究普及ブランド課
新計画との関係	人権教育・啓発の場			
	特定職業従事者			
	計画の推進策			
	人権問題		女性	

建設交通部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路、河川、公園等の公共施設の整備及びその管理</li> <li>■ 府営住宅の整備及びその管理</li> <li>■ 福祉のまちづくりの推進</li> <li>■ 建設業の許可</li> <li>■ 宅地建物取引業の免許</li> </ul>	計画との関係	人権教育・啓発の場	建設業者 宅地建物取引業者
			特定職業 従事者等	
		人権問題	高齢者・障害者 ホームレス	
所管事項に 関する 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化を進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。</li> <li>■ 建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。</li> <li>■ 宅地建物取引業は、住居という人が生活していく上で必要不可欠な側面に携わるとともに、宅地建物取引の公正を担うものであることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもつてその職務にあたる必要がある。</li> </ul>			
取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設の整備に当たって、ワークショップなど府民参画の中で、公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、バリアフリー等の重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。</li> <li>■ 建設業については、年間2箇所で、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。</li> <li>■ 宅地建物取引業については、業界が例年実施している自主研修会及び宅地建物取引主任者証（有効期間：5年）の交付を受ける際受講が必要となる講習の機会を捉え、関係者に対して、啓発を行うこととする。</li> </ul>			



教 育 庁

所掌事務	(学校教育) ・学校教育における人権教育の推進	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
	(社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚	特定職業従事者等	教職員・社会教育関係職員
		人権問題	全般
所管事項に関する課題認識	(学校教育) 『新京都府人権教育・啓発推進計画』を踏まえ、これまでの成果と課題を明らかにしながら、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進し、同和教育上の残された課題の解決に向けて、積極的な取組に努める。 (社会教育) 人権という普遍的文化を構築するため、社会教育における同和教育の成果と手法への評価を踏まえ、同和問題など、あらゆる人権問題の解決に向け、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。		
取組の方向	(学校教育) 教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にした教育の推進を図る。また、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎と互いの価値観や違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を培う。 (社会教育) あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。		

【教 育 庁】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課 (室)
人権教育研究指定事業 (人権教育研究指定校事業)	通 年	<p>文部科学省指定（国）</p> <p>〔指定校〕 京都府立亀岡高等学校（平成18・19年度指定）</p> <p>〔研究主題〕 「はぐくもう 文化としての人権」～4つの側面から考える人権教育～</p> <p>〔特徴的な研究実践〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月20日人権教育研究発表会 全学年全クラスで人権学習公開授業を実施 参加者約40名</li> <li>・効果的な人権学習教材の開発 普遍的な視点、個別的な視点の様々な教材作成 小学校、中学校の人権学習教材や教科書等を調査 人権問題意識アンケートを実施</li> <li>・人権尊重を基盤にした環境作り 教育課程における人権教育の位置付けを明確にし、各分掌の人権教育的課題や各教科の指導の見直し 人権尊重の精神に立つ生徒指導を目指し、教育相談の充実と人権侵害行為の防止、指導</li> <li>・人権尊重のための技能・能力の育成 養護学校との交流会、社会福祉施設体験学習</li> <li>・校種間連携活動の充実 毎月1回の保幼小中高連絡会の実施 人権感覚育成・基本的生活習慣形成・学力向上の取組の実践交流等</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験的活動の実施により、生徒が主体的に活動する場面を多く提供している。</li> <li>・校種間連携の中で教育課題の共有や実践交流を行い、校区内での児童生徒の実態把握に努めている。</li> <li>・今後とも継続して人権意識アンケート等を実施、その結果を分析し、指導方法等の工夫改善にいかすとともに、校種間連携の中で各校の実践につなげていく必要がある。</li> </ul>	学校教育課 (人権教育室)
新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場 特定職業從事者 計画の推進策 人権問題	学校	

【教 育 厅】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課 (室)								
人権教育研究指定校事業 (人権教育総合推進地域事業)	通 年	<p>文部科学省指定 (国)</p> <p>〔指定地域〕 木津川市 (平成18・19・20年度指定) 木津中学校校区内の木津小学校・相楽小学校・木津川台小学校・木津中学校</p> <p>〔研究主題〕 「学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育をどのように進めるか～道徳の時間の指導とのつながりを探る～」</p> <p>〔特徴的な研究実践〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月1日中間報告会 実践報告及び公開授業（木津小学校）</li> <li>・公開授業研究会 11月5日（相楽小学校）、1月21日（木津川台小学校）、2月21日（木津中学校）</li> <li>・推進体制の組織化 推進協力校代表者会、社会教育代表者会</li> <li>・学校教育における「人権教育」と「道徳の時間」とのつながりを探る取組 年間指導計画の見直しと資料の選定 授業研究を中心に据えた資料分析 校種を越えた授業研究会 保護者・地域への積極的な授業公開 教職員研修（木津川市人権教育研究会・木津川市道徳研究会との連携、研修会・講演会）</li> <li>・社会教育における「人権教育」と「道徳の時間」とのつながりを探る取組 PTA人権学習会 木津町心ふれあう町づくり委員会主催の講演会 社会教育課及び人権推進課による人権教育指導者研修会</li> <li>・学校・家庭・地域社会の一体化を探る取組 地域の事業者等の協力を得た各種体験活動 社会教育代表者会からの情報発信</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して人権アンケート等を実施し、児童生徒の人権意識の高まりを検証するための手立てとして活用していく必要がある。</li> <li>・子どもたちを地域で育てる環境と雰囲気を高揚していくために、学校・家庭・地域社会の一体化を一層推進し、双方向の協働の取組を展開していく必要がある。</li> </ul>	学校教育課 (人権教育室)								
新計画との関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">人権教育・啓発の場</td> <td style="width: 33%;">学校・地域社会</td> </tr> <tr> <td>特定職業従事者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画の推進策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権問題</td> <td></td> </tr> </table>	人権教育・啓発の場	学校・地域社会	特定職業従事者		計画の推進策		人権問題		
人権教育・啓発の場	学校・地域社会										
特定職業従事者											
計画の推進策											
人権問題											

## 【教 育 庁】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課 (室)
人権教育資料作成 (人権学習資料作成)	通 年	<p>「人権学習資料集」の作成 児童生徒の発達段階を踏まえ、各学校においてさまざまな取組と合わせて活用できるよう、小学校高学年用の「人権学習資料集」と「指導の手引き」を作成</p> <p>[作成部数] 児童用 17,500部 指導の手引き 5,000部 映像資料(CD、DVD) 800枚</p> <p>[配布先] 小・中・府立学校・市町村・教育局・総合教育センター等</p> <p>[評 価] 「人権学習資料集」「指導の手引き」 ・作成に際しては、学校現場の教員の協力を得て発達段階に応じた、児童により理解しやすい内容、また初任者でも使いやすい資料となるように配慮した。 ・府立認学校の学校紹介や小児ガンと闘いながら精いっぱい生きた少女の生き方などをDVDの中で紹介し、学習の視点を広げられるようにした。 ・挿し絵に大学の協力を得ることで、資料集について幅広い理解を得るとともに、校種間の連携を広げることができた。 ・今後は、教職員研修も含め、学校におけるさまざまな取組と合わせて活用できるように進めていきたい。</p>	学校教育課 (人権教育室)
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題	学校	
人権教育資料作成 (人権教育進路保障資料作成)	通 年	<p>経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することができないよう、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に提供</p> <p>[内 容] 府の援護制度を一覧にして、家庭訪問等で活用できるよう作成 京都府教育委員会のホームページに掲載</p> <p>[作成部数] 18,500部</p> <p>[配布先] 小・中・府立学校・市町村・保健所等相談機関・教育局等へ配布 小・中・府立学校への配布数：全教職員数</p> <p>[評 価] 経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することができないよう、各学校をはじめとして、各種相談機関(隣保館等を含む)への配布も行うなど、援護制度の周知徹底を図った。 小・中・高校在学時や卒業を見込した各段階に応じた活用ができるよう、京都府教育委員会のホームページにも掲載した。 本年度からは、外国人児童生徒の就学保障の観点から、外国簿版(英語、中国語、韓国語)も作成し、HPに掲載している。</p>	学校教育課 (人権教育室)
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題	学校	

【教 育 庁】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課 (室)
人権教育推進事業 (学習教材・啓発資料整備)	通 年	<p>生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料などの整備を推進</p> <p>〔内 容〕</p> <p>学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、視聴覚教材を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視聴覚教材の整備 16mmフィルム・ビデオの購入と活用 保有数 16ミリフィルム 199 (0) 本 / ビデオ 271 (16) 本 ( ) 内は19年度購入分 貸出数 16ミリフィルム 3 &lt;1&gt; 本 / ビデオ 288 &lt;250&gt;本 &lt; &gt;内は人権教育関係分 〔視聴者数〕 11,176人 &lt;10,696&gt; 人 &lt; &gt;内は人権教育関係分</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育分野の視聴覚教材の充実を図った。</li> <li>・ 平成18年度より視聴覚ライブラリー全体（人権教育以外も含む）の貸出数・利用者数が増加した。（本数で56本、利用者数で、2,197名の増加）</li> <li>・ 貸出数も増え、視聴覚ライブラリーの存在が年々浸透してきている。借用者からの情報提供やホームページ上の目録公開の効果が現われている。</li> </ul> <p>・ 視聴後の感想 「ビデオ内容に関しての討議をふまえ、そっとしても差別は解決できないことを強く感じる」とともに明るい職場づくりのために職員として何ができるかについて認識を持つことができた。」（そっとしておけば…「寝た子を起こすなという考え方」） 「人権について考えるには、しっかりした内容の作品なので、生徒にも感銘があった」 （「いのち輝く灯（あかり）」） 「学校に行きたくても行けないで長期入院をしていることをはじめて知ったおどろきがあった」 （「紙がくれた命」）</p>	社会教育課
新 計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場 地域社会 特定職業従事者 計画の推進策 人権教育・啓発資料等の整備 人権問題		

【教 育 庁】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課 (室)																								
森と小川の教室推進事業 (みどりキャンプ・さわやかグリーンキャンプ)	通年	<p>障害のある子どもも一緒に自然の中で共同生活を行うことを通して、心のふれあいを深めながら支援する心を培うなど、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動をとおして、自立心、主体性を育うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>(内 容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>みどりキャンプ</th><th>さわやかグリーンキャンプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施場所</td><td>るり渓少年自然の家及びその周辺</td><td>南山城少年自然の家及びその周辺</td></tr> <tr> <td>期 間</td><td>H19 8/6~8/12 6泊7日</td><td>H19 8/10~8/13 3泊4日</td></tr> <tr> <td>参 加 者</td><td>小学校4年生以上中学生及び盲・聾・養護学校小学部4年生以上中学部の児童生徒36名 (内、障害のある児童生徒13名)</td><td>小学校4年生以上中学生及び盲・聾・養護学校小学部4年生以上中学部の児童生徒15名 (内、障害のある児童・生徒12名)</td></tr> <tr> <td>活動内容</td><td>・テント設営、野外炊飯 ・ナイトハイク、カヌー体験 ・キャンプファイヤー等 ※長期の共同生活・自然体験</td><td>・アイスブレーキング ・テント設営 ・野外ゲーム ・野外炊飯 ・ハンドクラフト ・その他自然体験活動</td></tr> <tr> <td>指 導 者</td><td>京都教育大学 板東忠司教授</td><td>総合教育センター 青山芳文 特別支援教育部長</td></tr> <tr> <td>運 営 スタッフ 等</td><td>・ユースカウンセラー（臨床心理学及び社会福祉学科等の大学生等） ・高校生ボランティア ・保健衛生スタッフ ・るりの会（るり渓のボランティア団体）</td><td>・西宇治高校高校生ボランティア22名 ・大学生、社会人ボランティア12名 ・高校顧問教諭1名 ・大学顧問教員1名 ・当所職員及びボランティア（大学生、教職員、看護師）</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>・スタッフ研修会 6/23~24 (1泊2日) ・親子説明会 7/7~8 (1泊2日) ・保護者会 8/11~12 (1泊2日) (体験発表等)</td><td>・プレキャンプ 7/21~22 (1泊2日) ・参加者、保護者とボランティアスタッフ交流会 12/8~9 (1泊2日)</td></tr> </tbody> </table> <p>[評 価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の中での共同生活を通じて「心のバリアフリー」を実現できるきっかけづくりとなった。</li> <li>・子ども達が互いに多様な立場を理解し、支援する心、自立心等を養う機会としており、最終日の発表会では協力し合いながら学生たちと生き生きと活動している。高校生時にボランティア参加した生徒が卒業後もユースボランティアとして活躍している。</li> <li>・大学生・高校生ボランティア（ボランティア部中心）が活躍し、参加者と運営者がともに共生社会の重要性を認識した。</li> </ul>		みどりキャンプ	さわやかグリーンキャンプ	実施場所	るり渓少年自然の家及びその周辺	南山城少年自然の家及びその周辺	期 間	H19 8/6~8/12 6泊7日	H19 8/10~8/13 3泊4日	参 加 者	小学校4年生以上中学生及び盲・聾・養護学校小学部4年生以上中学部の児童生徒36名 (内、障害のある児童生徒13名)	小学校4年生以上中学生及び盲・聾・養護学校小学部4年生以上中学部の児童生徒15名 (内、障害のある児童・生徒12名)	活動内容	・テント設営、野外炊飯 ・ナイトハイク、カヌー体験 ・キャンプファイヤー等 ※長期の共同生活・自然体験	・アイスブレーキング ・テント設営 ・野外ゲーム ・野外炊飯 ・ハンドクラフト ・その他自然体験活動	指 導 者	京都教育大学 板東忠司教授	総合教育センター 青山芳文 特別支援教育部長	運 営 スタッフ 等	・ユースカウンセラー（臨床心理学及び社会福祉学科等の大学生等） ・高校生ボランティア ・保健衛生スタッフ ・るりの会（るり渓のボランティア団体）	・西宇治高校高校生ボランティア22名 ・大学生、社会人ボランティア12名 ・高校顧問教諭1名 ・大学顧問教員1名 ・当所職員及びボランティア（大学生、教職員、看護師）	そ の 他	・スタッフ研修会 6/23~24 (1泊2日) ・親子説明会 7/7~8 (1泊2日) ・保護者会 8/11~12 (1泊2日) (体験発表等)	・プレキャンプ 7/21~22 (1泊2日) ・参加者、保護者とボランティアスタッフ交流会 12/8~9 (1泊2日)	社会教育課
	みどりキャンプ	さわやかグリーンキャンプ																									
実施場所	るり渓少年自然の家及びその周辺	南山城少年自然の家及びその周辺																									
期 間	H19 8/6~8/12 6泊7日	H19 8/10~8/13 3泊4日																									
参 加 者	小学校4年生以上中学生及び盲・聾・養護学校小学部4年生以上中学部の児童生徒36名 (内、障害のある児童生徒13名)	小学校4年生以上中学生及び盲・聾・養護学校小学部4年生以上中学部の児童生徒15名 (内、障害のある児童・生徒12名)																									
活動内容	・テント設営、野外炊飯 ・ナイトハイク、カヌー体験 ・キャンプファイヤー等 ※長期の共同生活・自然体験	・アイスブレーキング ・テント設営 ・野外ゲーム ・野外炊飯 ・ハンドクラフト ・その他自然体験活動																									
指 導 者	京都教育大学 板東忠司教授	総合教育センター 青山芳文 特別支援教育部長																									
運 営 スタッフ 等	・ユースカウンセラー（臨床心理学及び社会福祉学科等の大学生等） ・高校生ボランティア ・保健衛生スタッフ ・るりの会（るり渓のボランティア団体）	・西宇治高校高校生ボランティア22名 ・大学生、社会人ボランティア12名 ・高校顧問教諭1名 ・大学顧問教員1名 ・当所職員及びボランティア（大学生、教職員、看護師）																									
そ の 他	・スタッフ研修会 6/23~24 (1泊2日) ・親子説明会 7/7~8 (1泊2日) ・保護者会 8/11~12 (1泊2日) (体験発表等)	・プレキャンプ 7/21~22 (1泊2日) ・参加者、保護者とボランティアスタッフ交流会 12/8~9 (1泊2日)																									
新計画との関係	人権教育・啓発の場 特定職業従事者 計画の推進策 人権問題	地域社会 障害者																									

【教 育 庁】

事 業 名	実 施 時 期	概 要	担当課 (室)																																																				
京のわくわく探検推進事業	通 年	<p>人間性豊かな青少年の育成を目指し、様々な体験活動を通じて、障害のある子どもたちも一緒に地域の学生、高齢者など幅広い世代の人たちや子ども同士の交流を行う事業を委託実施することにより、地域社会で子どもを育てる環境の充実を図る。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>(1) 世代間交流支援事業 地域の伝統行事や伝統工芸品作りなど体験活動を通じて、豊富な経験を持つ地域の高齢者や職業の人などと交流を行ったり、キャンプや野外活動において学生や青年のボランティアと交流をしたりするなど、障害のある子どもたちも一緒に地域の多くの異世代の人たちとの交流を推進</p> <p>(2) 子ども同士交流支援事業 地域で、障害のある子どもたちも一緒に工作や理科実験、音楽など多様な体験活動を行ったり、ともに過ごす居場所を作ったりすることにより、地域社会での子どもたちの交流を推進</p> <p>(3) 10の市町村教育委員会が推薦する実行委員会に委託</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th><th>参 加 者</th><th>うち障害のある子</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>宇治市 宇治サタデークラブ</td><td>519</td><td>238</td></tr> <tr><td>城陽市 図書の読み聞かせ教室</td><td>325</td><td>20</td></tr> <tr><td>八幡市 カエルのたまご事業</td><td>657</td><td>244</td></tr> <tr><td>精華町 子どもすこやか体験事業</td><td>1379</td><td>75</td></tr> <tr><td>木津川市 山城少年少女合唱団</td><td>930</td><td>15</td></tr> <tr><td>笠置町 笠置ふれあい体験</td><td>394</td><td>25</td></tr> <tr><td>南丹市 なんたんわくわくキッズ</td><td>409</td><td>17</td></tr> <tr><td>福知山市 わく!!わく!!教室</td><td>190</td><td>2</td></tr> <tr><td></td><td>川口わくわく体験教室</td><td>157</td><td>6</td></tr> <tr><td></td><td>日新ふるさと体験教室</td><td>197</td><td>2</td></tr> <tr><td></td><td>北陵親子ふれあい体験教室</td><td>70</td><td>6</td></tr> <tr><td></td><td>親子わくわくチャレンジ教室</td><td>470</td><td>0</td></tr> <tr><td>京丹後市 網野町ウィークエンド事業</td><td>580</td><td>50</td></tr> <tr><td>与謝野町 与謝野町わくわく探検事業</td><td>215</td><td>24</td></tr> <tr><td>計</td><td>6492</td><td>724</td></tr> </tbody> </table> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教育委員会及び市町村教育委員会が推薦する実行委員会ごとに、地域の人の協力を得ながら実施している。</li> <li>多様な体験活動をとおして障害のある子どもたちとの交流を深めている。</li> <li>「鳴き砂の浜を歩こう」など、地元ならではの体験活動など特色ある活動が展開されている。</li> </ul>	事 業 名	参 加 者	うち障害のある子	宇治市 宇治サタデークラブ	519	238	城陽市 図書の読み聞かせ教室	325	20	八幡市 カエルのたまご事業	657	244	精華町 子どもすこやか体験事業	1379	75	木津川市 山城少年少女合唱団	930	15	笠置町 笠置ふれあい体験	394	25	南丹市 なんたんわくわくキッズ	409	17	福知山市 わく!!わく!!教室	190	2		川口わくわく体験教室	157	6		日新ふるさと体験教室	197	2		北陵親子ふれあい体験教室	70	6		親子わくわくチャレンジ教室	470	0	京丹後市 網野町ウィークエンド事業	580	50	与謝野町 与謝野町わくわく探検事業	215	24	計	6492	724	社会教育課
事 業 名	参 加 者	うち障害のある子																																																					
宇治市 宇治サタデークラブ	519	238																																																					
城陽市 図書の読み聞かせ教室	325	20																																																					
八幡市 カエルのたまご事業	657	244																																																					
精華町 子どもすこやか体験事業	1379	75																																																					
木津川市 山城少年少女合唱団	930	15																																																					
笠置町 笠置ふれあい体験	394	25																																																					
南丹市 なんたんわくわくキッズ	409	17																																																					
福知山市 わく!!わく!!教室	190	2																																																					
	川口わくわく体験教室	157	6																																																				
	日新ふるさと体験教室	197	2																																																				
	北陵親子ふれあい体験教室	70	6																																																				
	親子わくわくチャレンジ教室	470	0																																																				
京丹後市 網野町ウィークエンド事業	580	50																																																					
与謝野町 与謝野町わくわく探検事業	215	24																																																					
計	6492	724																																																					
新計画との関係	人権教育・啓発の場 地域社会																																																						
	特定職業従事者																																																						
	特定職業従事者																																																						
	人権問題 障害者																																																						

【教 育 庁】

事 業 名	実施時期	概 要	担当課 (室)								
トータルアドバイスセンター設置事業	通 年	<p>不登校をはじめとする学校不適応問題及び子育てやしつけなどの家庭教育について悩みや不安を抱く、児童生徒及びその保護者に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（教員OB）及び京都府総合教育センター研究主事兼指導主事が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>〔内 容〕</p> <p>教育相談 〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談 京都府総合教育センター：毎日 24時間対応 京都府総合教育センター北部研修所：毎日 24時間対応 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00（祝日法に基づく休日及び年末年始の休日を除く） 巡回教育相談 月1程度 メール教育相談 毎日24時間受付 〔相談件数〕 4,050件（延べ） 〔評 価〕 児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。 とりわけ、24時間体制での電話相談に加えて、メール教育相談も実施し、いつでも相談できる体制を整備した。</p>	学校教育課 社会教育課								
新計画との関係		<table border="1"> <tr> <td>人権教育・啓発の場</td><td>家庭</td></tr> <tr> <td>特定職業従事者</td><td></td></tr> <tr> <td>計画の推進策</td><td></td></tr> <tr> <td>人権問題</td><td>子ども</td></tr> </table>	人権教育・啓発の場	家庭	特定職業従事者		計画の推進策		人権問題	子ども	
人権教育・啓発の場	家庭										
特定職業従事者											
計画の推進策											
人権問題	子ども										

警察本部

所掌事務	(警務課) ・犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 ・犯罪被害者等給付金に関すること。	計画との関係	人権教育・啓発の場	
	(教養課) ・職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関すること。		特定職業従事者等	警察職員
	(少年課) ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。		人権問題	さまざまな人権問題
	(警察学校) ・基本課程の教養に関すること。 ・一般職員課程の教養に関すること。 ・専門課程の教養に関すること。			
所管事項に関する 課題認識	警察職員は、警察活動を通じて広く府民と接することから、人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴って支援を行う犯罪被害者等をはじめ、聴覚言語障害者等身体に障害を持った方々に対する理解を深めることにより、府民の立場に立った警察活動の推進を図る必要がある。			
取組の方向	採用時に行う警察学校では、警察職員として一般的に必要とされる人権に関する教養を行うほか、警察署等への配置後については、業務ごとに実施する専門的な研修や職場での小集団活動を通じて、警察業務と関係する個々具体的な人権問題についての理解を深め、人権を尊重し公平な職務執行に努める。			

## 【警察本部】

## 平成19年度人権教育・啓発事業実施状況

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
犯罪被害者対策	通年	<p>犯罪被害者の人権に配慮した被害者対応の実施 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者の救援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被害者の手引」(身体犯被害者用、交通事故被害者・遺族用)及び同手引簡易版の作成・配布</li> </ul> </li> <li>○ 捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減           <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定被害者支援要員制度の運用</li> <li>・事件・事故発生直後の被害者支援にあたる被害者支援要員を指定し、各警察署において被害者等に対する各種支援活動を推進</li> <li>・被害者連絡及び被害者への訪問・連絡活動の実施</li> <li>・殺人、強盗致傷、傷害(全治1箇月以上)、性犯罪、交通死亡事故等の被害者や遺族に対する情報提供活動を推進</li> <li>・相談・カウンセリング活動の実施</li> <li>・犯罪被害者対策室のカウンセラー等による相談、カウンセリング等を実施</li> <li>・被害者等の経済的負担の軽減               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体犯被害者等に対する診断書料等の公費負担</li> <li>② 精神科医に係る診察料の公費負担</li> <li>③ 司法解剖後の遺体搬送費の公費負担</li> <li>④ 被害者等に対する参考人旅費の支給</li> <li>⑤ 犯罪被害者等一時避難場所の公費負担</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 被害者等の安全確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・再被害防止措置の実施</li> <li>・加害者側から再度被害を受けるおそれがある場合、被害者等の安全確保のため必要な措置を講るなど、再被害防止に向けた取組みを実施</li> </ul> </li> <li>○ 被害者対策推進体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種教養、研修会等の計画的な実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任科生(新規採用警察官)等に対する教養、警察署員に対する巡回教養、警察署で開催される連絡協議会における部外講師による講演の実施等、被害者支援に係る基本的な考え方、被害者等の心情への理解を徹底するための各種教養を推進</li> <li>・教養資料の作成・配布                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援担当者の支援体験記集の作成や、月毎に被害者対策推進状況等を取りまとめた「被害者対策だより」、臨床心理士作成に係る「カウンセリングニュース」等を関係所属に発出し、教養資料として活用</li> </ul> </li> <li>・関係機関・団体との連携                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体や(社)京都犯罪被害者支援センターをはじめとする京都府犯罪被害者支援連絡協議会に参画する関係機関・団体との連携を図り、被害者支援に対する社会気運の醸成に努めるとともに、被害者等のニーズに応じた各種支援体制の強化に向けた取組みを推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性犯罪被害者等に対する初診料等の公費負担、カウンセリングの実施等により被害者等の経済的、精神的負担を図ることができた。</li> <li>○ (社)京都犯罪被害者支援センターをはじめ、関係機関・団体との連携強化を図り、犯罪被害者等に対する効果的かつ継続的な支援活動を推進することができた。</li> <li>○ 被害者支援に係る社会的気運が高まっていることから、今後も関係機関・団体との連携強化を図り、各種施策の推進を図る必要がある。</li> </ul>	犯罪被害者対策室
新計画との関係			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	警察職員		
計画の推進策			
人権問題			

## 【警察本部】

(様式1)

事業名	実施時期	概要	担当課(室)												
犯罪被害少年等に対する支援事業	通年	<p>犯罪・いじめ・児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する立直り支援活動が、適切かつ効果的に推進できるよう図っていくことを目的とする。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①少年相談業務の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>○面接相談               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年 726回 (104人)</li> </ul> </li> <li>○電子メールを活用した少年相談業務の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年 30件</li> </ul> </li> <li>○少年相談電話（ヤングテレホン：24時間対応）の効果的な運用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年 498件</li> </ul> </li> <li>○北部出張カウンセリングの実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年 13回 (3人)</li> </ul> </li> <li>○広報・啓発活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演活動 平成19年 4回</li> <li>・ヤングテレホン広報用カードおよび犯罪被害少年カウンセリング勧奨用リーフレットの作成・配付 平成19年度 カード82,000枚 リーフレット1,000部</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>②少年心理分析の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>○臨床心理士による継続的な少年相談の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年サポートセンター配属の臨床心理士（2人）による被害少年への面接相談の実施 平成19年 31回 (8人)</li> </ul> </li> <li>○少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士に対する少年心理分析顧問（大学院教授）によるスーパーバイズの実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電子メールを活用した少年相談により、相談対応者との面接・電話といった直接的なやりとりに抵抗がある被害少年等に対して助言・指導が行えた。</li> <li>○北部出張カウンセリングにより、相談機関が少ないため適切な支援を受けられなかった府北部地域に都市部と同等の支援を提供することができた。</li> <li>○広報・啓発活動により相談窓口（ヤングテレホン）の周知を図ることで、被害少年等が円滑に支援が受けられるよう努めた。</li> <li>○スーパーバイズの実施により、臨床心理士の技能の向上が図られ、長期的なカウンセリングが必要となる被害者少年等に対する効果的な支援活動を推進した。</li> <li>○被害少年等の支援活動が適切かつ効果的に行えるよう、今後も継続して少年相談の充実・少年心理分析の実施に努めていく必要がある。</li> </ul>	警察本部少年課												
新計画との関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">新</td> <td>人権教育・啓発の場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td>特定職業従事者</td> <td>警察職員</td> </tr> <tr> <td>との</td> <td>計画の推進策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係</td> <td>人権問題</td> <td></td> </tr> </table>	新	人権教育・啓発の場		計画	特定職業従事者	警察職員	との	計画の推進策		関係	人権問題		
新	人権教育・啓発の場														
計画	特定職業従事者	警察職員													
との	計画の推進策														
関係	人権問題														